



自分自身で決めて  
生きられる社会をめざして

# 苅田町男女共同参画 行動計画



平成15年3月

苅田町

# 「男女共同参画社会 苧田」を めざして



21世紀を迎え、少子・高齢化、経済活動のグローバル化、高度情報通信技術の進展など、私たちを取り巻く社会情勢は急速に大きく変化しています。

その変化に対応しながら活力ある心豊かな社会を作っていくためには、地域や職場や家庭で男女が生き生きと活躍でき、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会を実現することが望まれております。

1999(平成11)年6月、国は『男女共同参画社会基本法』を制定し、“男女共同参画社会の形成”は21世紀の我が国社会を決定づける最重要課題と位置づけました。福岡県においても2001(平成13)年12月に条例制定、翌年3月には計画を策定し、県内市町村で条例や計画策定が進んでおります。苧田町におきましても、町民の皆様が暮らしやすい町づくりをすすめていくため、社会全体のたゆまぬ努力と併せて総合的な展望にたった施策が必要です。この行動計画は苧田町の男女共同参画社会形成のための基本方針であり、この行動計画が作成されたことにより、苧田町の男女共同参画社会は、実現に向けて大きく一歩を踏み出したものと確信しております。あわせて、関係機関、事業所、団体、そして町民の皆様とのパートナーシップは不可欠となり、今後益々連携を深め、行動計画の効果的な推進に努めてまいりたいと思います。

なお、今回の行動計画策定にあたっては、「苧田町男女共同参画審議会」の委員の皆様をはじめ、多くの町民の方々から貴重なご意見をいただき、有難うございました。

ご協力頂いた皆様に深く感謝申し上げご挨拶と致します。

2003(平成15)年3月

苧田町長 伊 塚 工

# も く じ

## 第1章 計画策定の背景

- 1 世界の動向と国内の取り組み ..... 1
- 2 福岡県及び県内市町村の取り組み ..... 2
- 3 苅田町における取り組み ..... 3

## 第2章 苅田町における男女共同参画の状況

- 1 人口動態と女性のライフコース ..... 5
- 2 家庭生活と教育 ..... 7
- 3 女性の就業状況 ..... 11
- 4 高齢化 ..... 13
- 5 社会参画 ..... 14
- 6 女性の人権 ..... 16
- 7 行政への要望 ..... 18

## 第3章 基本的な考え方

- 1 計画の目的 ..... 19
- 2 計画の性格 ..... 19
- 3 計画の実施期間 ..... 19
- 4 計画の基本方針 ..... 20
- 5 目標・課題と施策の方向性および計画の体系 ..... 21
- 6 計画の推進体制 ..... 25

## 第4章 実施計画

- ジェンダーにとらわれない意識づくり ..... 29
- 1 ジェンダー・フリー教育の推進 ..... 29
- 2 家庭・地域における学習・啓発の推進 ..... 30

男女の人権の尊重 .....	31
1 生涯を通じた男女の健康支援 .....	31
2 女性に対するあらゆる暴力の根絶 .....	32
男女が共に自立するための就労環境づくり .....	33
1 職場における男女の均等な機会と待遇の確保 .....	33
2 多様な働き方を可能にする就労環境の整備 .....	34
3 仕事と家庭の両立支援 .....	35
あらゆる場面での男女共同参画の推進 .....	36
1 政策・方針決定の場への女性の参画拡大 .....	36
2 地域における男女共同参画の推進 .....	37
3 国際的視野にたった男女共同参画の推進 .....	38
推進体制 .....	39

## 第5章 関連資料

1 苅田町男女共同参画審議会設置条例 .....	41
2 苅田町男女共同参画審議会委員名簿 .....	43
3 苅田町男女共同参画行動計画策定経過 .....	44
4 苅田町男女共同参画庁内連絡会議設置要綱 .....	45
5 苅田町男女共同参画庁内連絡会議委員名簿 .....	47
6 関連年表 .....	48
7 関連諸法 .....	50
8 用語の解説 .....	67

# 第 1 章

## 計画策定の背景

---

- 1 世界の動向と国内の取り組み
- 2 福岡県及び県内市町村の取り組み
- 3 苅田町における取り組み

## 1 世界の動向と国内の取り組み

国際連合では、1975（昭和50）年の国際婦人年世界会議（＝第1回世界女性会議）において「世界行動計画」が採択され、各国の男女平等社会を築くための10年にわたる行動指針が示されました。わが国においても、1977（昭和52）年に「国内行動計画」が策定されました。

1979（昭和54）年には国連総会で「女性差別撤廃条約」が採択され、固定化された性別役割分業の変革が男女平等の新しい理念として提起されました。日本政府は、この条約を1985（昭和60）年に批准し、国籍法の改正や男女雇用機会均等法の制定など法的な整備を進めました。

1985（昭和60）年に国連は2000（平成12）年に向けた行動計画「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択し、女性問題から人権の問題へと視野を広げる姿勢を示しました。これを受け、わが国では1987（昭和62）年に国内行動計画「2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、1991（平成3）年にはより積極的な男女共同参画型社会をめざして計画を改定しました。翌年、婦人問題担当大臣が任命され、「男女共同参画推進本部」を始め、総理府には「男女共同参画室」が、内閣総理大臣の諮問機関としては「男女共同参画審議会」が設置されるなど、推進体制の整備が行われてきました。

1995（平成7）年、第4回世界会議で採択された「行動綱領」では、社会的・文化的に作られた性別という意味の「ジェンダー」<sup>注1)</sup>という言葉に焦点を当て、ジェンダー政策導入の必要性がとらえられました。また、「女性に対する暴力」という問題も初めて大きく取り上げられました。日本政府は、「男女共同参画審議会」が「行動綱領」などの世界的な動向を踏まえて「男女共同参画ビジョン」を答申したのを受け、「男女共同参画2000年プラン 男女共同参画社会の形成の促進に関する西暦2000年までの国内行動計画」を策定しました。

2000（平成12）年の国連特別総会（ニューヨーク女性会議）では、21世紀に向けた女性の地位向上のために、女性の人権や女性に対する暴力、健康の問題がさらに重点化されました。

1999（平成11）年にわが国で制定された「男女共同参画基本法」に基づいて、2000（平成12）年には「男女共

注1) ジェンダー（gender）

「生物学的」な男女の違いをセックス（SEX）というのに対して、「男らしさ」、「女らしさ」など人々の意識の中に根付いた後天的な社会的・文化的に形成された「性差」をジェンダー（GENDER）と言います。女性や男性が期待される役割や責任は、社会によっても、同じ社会でも歴史的に変わり得るもので、固定的なものではありません。

同参画基本計画」が策定され、2005（平成17）年末までに実施する具体的施策として、政策決定過程の女性の参加、社会制度や意識の改革、雇用分野での男女の均等待遇など11項目が示されました。また、女性への暴力の根絶に向けて、2001（平成13）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（いわゆるDV防止法、以下「DV防止法」とする。）が制定されました。同年、「男女共同参画室」が「男女共同参画局」へと格上げされ、推進体制はより強化され、政策的な取り組みが進められています。

## 2 福岡県及び県内市町村の取り組み

福岡県では1978（昭和53）年「福岡県婦人関係行政推進会議」と「福岡県婦人問題懇話会」を設置し、翌年に、行政の総合窓口として「婦人対策室」を設置、1980（昭和55）年には「婦人問題解決のための福岡県行動計画」を策定しました。

1986（昭和61）年には「婦人対策室」が「婦人対策課」に組織改正され、「第2次福岡県行動計画」が策定されました。

1991（平成3）年には「福岡県婦人関係行政推進会議」「福岡県婦人懇話会」「婦人対策課」がそれぞれ名称変更し、「女性行政推進会議」「女性政策懇話会」「女性政策課」になりました。

1996（平成8）年に「第3次福岡県行動計画」が策定され、また、男女共同参画社会の実現に向けた拠点施設として「福岡県女性総合センター」が開館しました。

2001（平成13）年に、「女性政策課」が「男女共同参画推進課」へと組織変更し、「女性行政推進会議」が「男女共同参画行政会議」へと名称変更しました。また、「男女共同参画社会づくり検討委員会」が条例及び計画の基本的あり方についての提言を行い、これを受け、同年「福岡県男女共同参画推進条例」が公布施行され、2002（平成14）年に「男女共同参画計画」が策定されました。

県内市町村においても、男女共同参画への取り組みが進み、2002（平成14）年4月現在、29の市や町で懇話会などの諮問機関の組織がもたれ、男女共同参画社会に向

けた行動計画は20の市町村で策定、2つの市町では条例が制定されました。

女性センターは、福岡市、北九州市をはじめ県内で10箇所設置されており、女性の様々な活動の支援と情報の提供、研修などに取り組んでいます。

### 3 苅田町における取り組み

苅田町では2001(平成13)年3月策定の「第3次苅田町総合計画」において、「男女共同参画社会の推進」を基本方針の一つに掲げています。そして、男女共同参画に向けたまちづくりを推進するため、2001(平成13)年4月に総合保健福祉センター内に女性政策係を設置しました。

また2001(平成13)年6月、苅田町の女性問題について討議し町長に助言や提言を行うための機関として、学識経験者や各団体の代表者、公募による町民代表からなる「苅田町女性問題懇話会」(以下「懇話会」とする。)を設置しました。懇話会では、同年8月に実施された「男女共同参画の社会づくりに向けての住民意識調査」(以下「住民意識調査」とする。)の結果の検討や先進地視察などの数多くの活動、審議を経て、2002(平成14)年3月に「男女共同参画社会に向けての提言～自分自身で決めて生きられる社会をめざして～」(以下「提言書」とする。)が町長に提出されました。

これを受けて、2002(平成14)年5月に「かんだ男女共同参画フォーラム」を開催し、提言書の内容を町民に広く紹介しました。また、同年5月には一般公募の町民代表を含む「苅田町男女共同参画審議会」を、同年8月には関係部局の幹部職員による「苅田町男女共同参画庁内連絡会議」を設置し、懇話会からの提言をふまえながら審議を繰り返し、行動計画の策定作業を進めてきました。苅田町では、この行動計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を展開していきます。

## 第2章

# 苅田町における男女共同参画の状況

---

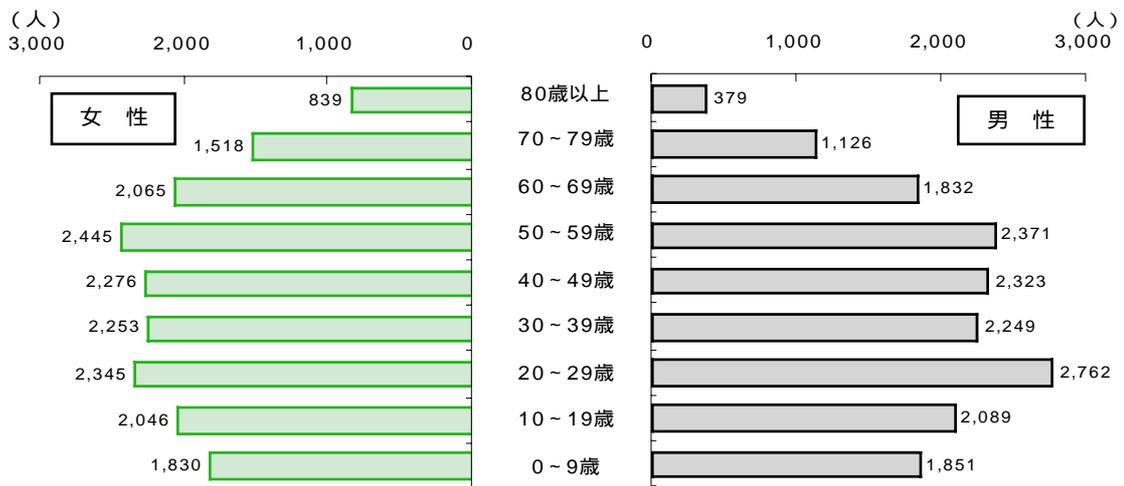
- 1 人口動態と女性のライフコース
- 2 家庭生活と教育
- 3 女性の就業状況
- 4 高齢化
- 5 社会参画
- 6 女性の人権
- 7 行政への要望

1 人口動態と女性のライフコース

[ 1 ] 人口動態

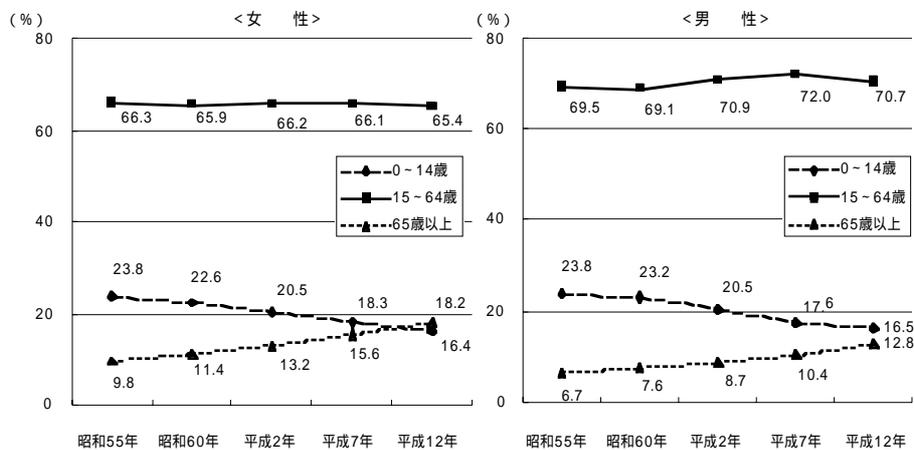
苧田町の人口は、2002（平成14）年3月31日現在で、34,599人です。そのうち女性は、17,617人、男性は16,982人となっており、男性では20歳代が、女性では50歳代が最も多くなっています。また、1980（昭和55）年から2000（平成12）年までの人口の推移をみると、男性に比べて、女性の65歳以上人口の割合が高くなっており、2000年には15歳未満人口の割合を超えています。

性、年齢別にみた苧田町の人口構成



資料：平成14年住民基本台帳要覧

苧田町の人口の推移

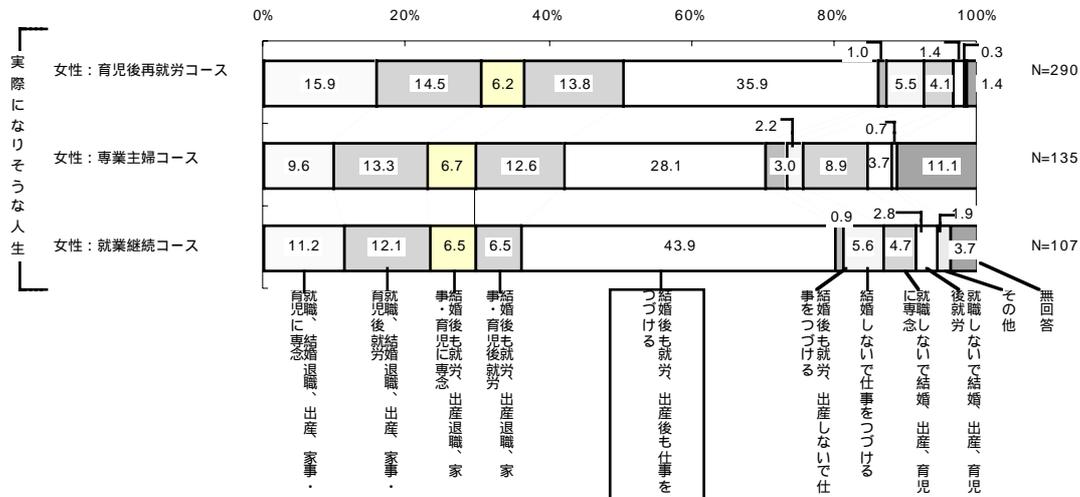


資料：国勢調査

[ 2 ] 女性のライフコース

住民意識調査から女性のライフコースについて理想と現実とのギャップをみると、実際のライフコースが育児後再就労コース（48.3%）や専業主婦コース（22.4%）でも、理想としては「結婚後も就労、出産後も仕事をつづける」が最も多く、必ずしも理想と現実が一致していない現状がうかがえます。少子高齢化等の社会状況の変化とともに、女性のライフコースも多様化していますが、そうした状況に対応した子どもを生き育てる環境づくりが求められています。

実際のライフコースと理想のライフコース



資料：住民意識調査

苅田町「男女共同参画の社会づくりに向けての住民意識調査」(平成14年3月)調査の概要

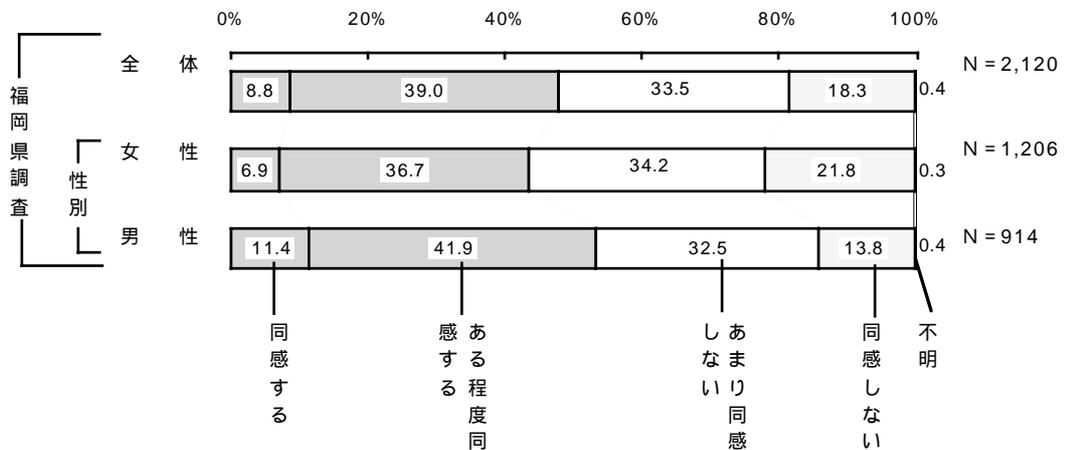
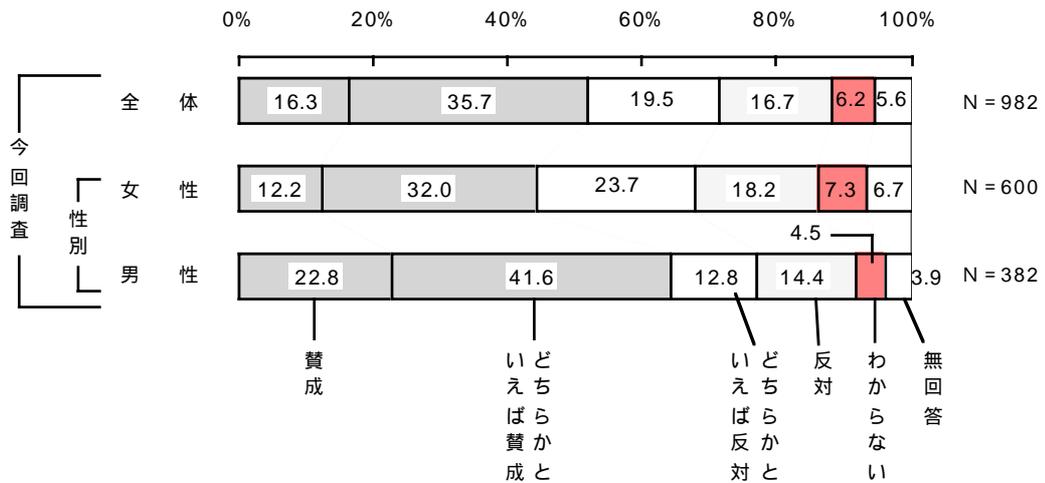
- (1) 調査地域 苅田町全域
- (2) 調査対象者 満18歳以上の男女(高校生を除く)2,500人
- (3) 回収率 982人(回収率 39.3%)
- (4) 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送法
- (6) 調査期間 平成13年8月1日～8月20日

2 家庭生活と教育

[ 1 ] 性別役割分担意識

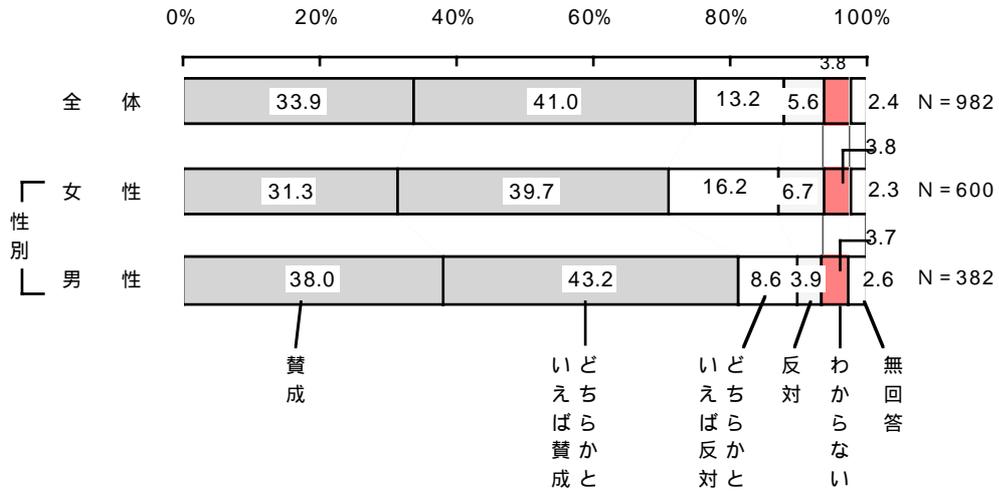
住民意識調査と福岡県の「男女共同参画社会に向けた意識調査」(平成12年3月)と比較してみると、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について、女性の『賛成派』は苅田町44.2%、福岡県43.6%と差はあまりないが、男性の『賛成派』は苅田町64.4%、福岡県53.3%となっており、苅田町の男性は福岡県と比較すると性別役割分担を支持する傾向にあるようです。また、女性の就労は認めるが、家庭内の家事や育児は女性の役割であるとする、いわゆる新・性別役割分担意識をもつ人が多く、やはり男性は『賛成派』が多くなっています。

性別役割分担意識



資料：住民意識調査

新性別役割分担意識

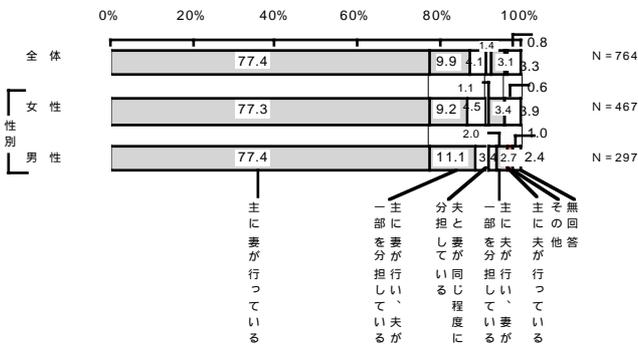


資料：住民意識調査

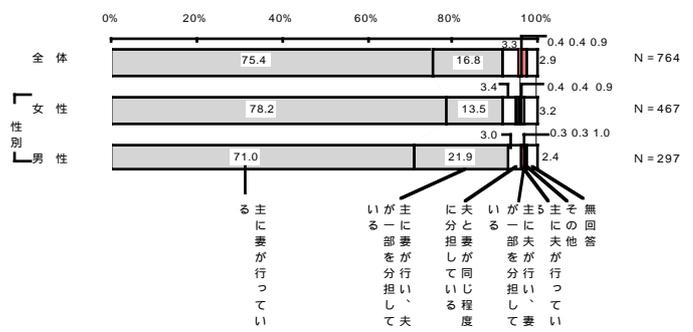
[ 2 ] 家庭内での役割分担

家庭内での役割分担の状況を住民意識調査からみると、「日々の家計を管理する」や「掃除、洗濯、食事の支度などの家事をする」「育児、子どものしつけをする」では主に妻が行っている状況がうかがえます。家事・育児、介護の負担を多くの場合、女性が担っているというのが現状のようです。

日々の家計を管理する

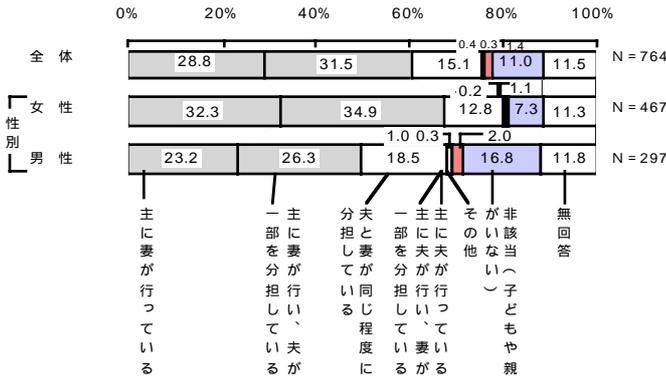


掃除、洗濯、食事の支度などの家事をする

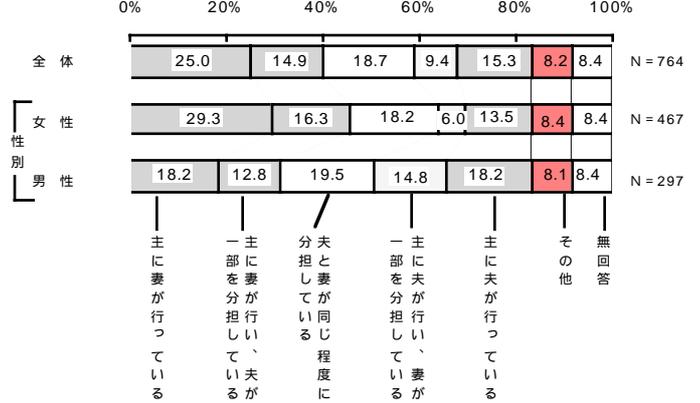


資料：住民意識調査

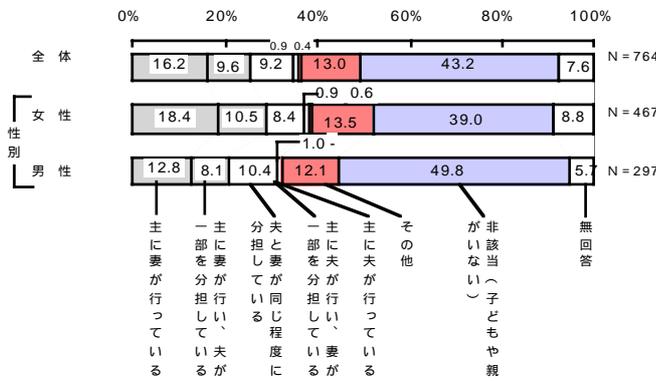
育児、子どものしつけをする



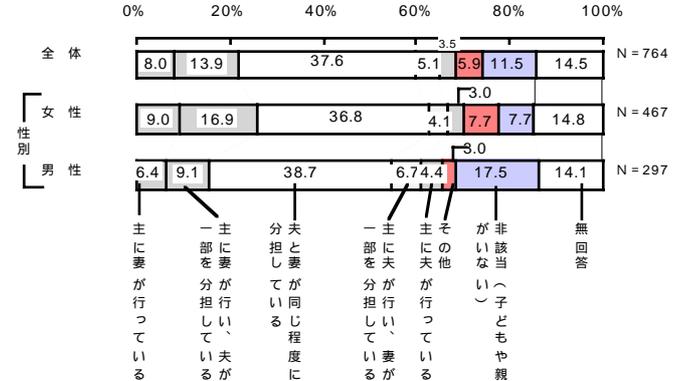
自治会・町内会などの地域活動を行う



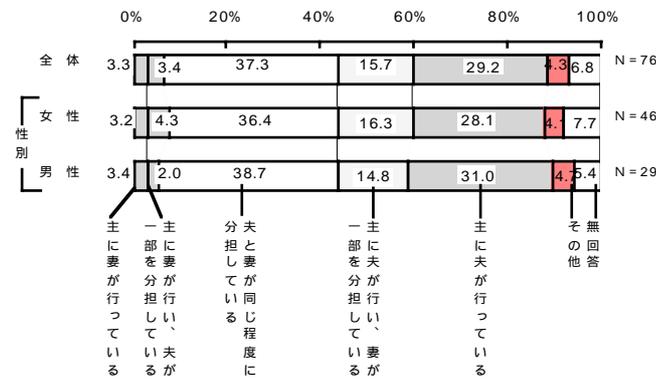
親の世話(介護)をする



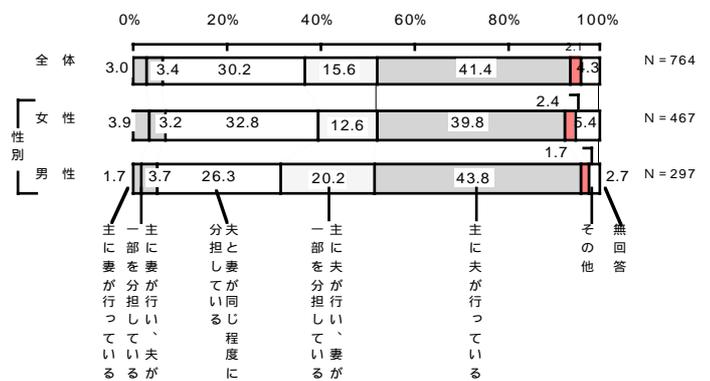
子どもの教育方針や進学目標を決める



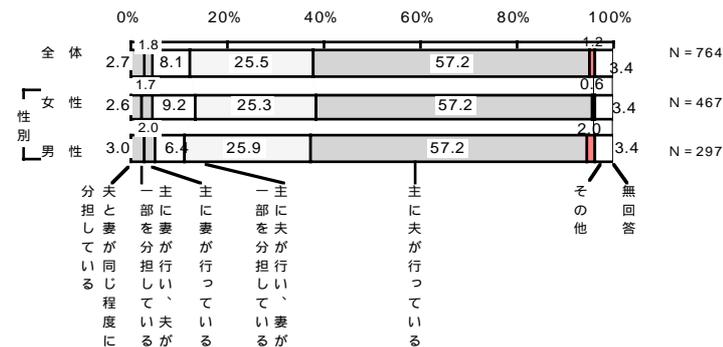
高額の商品や土地・家屋の購入を決める



家庭の問題における最終的な決定をする



家計を支える(生活費を稼ぐ)



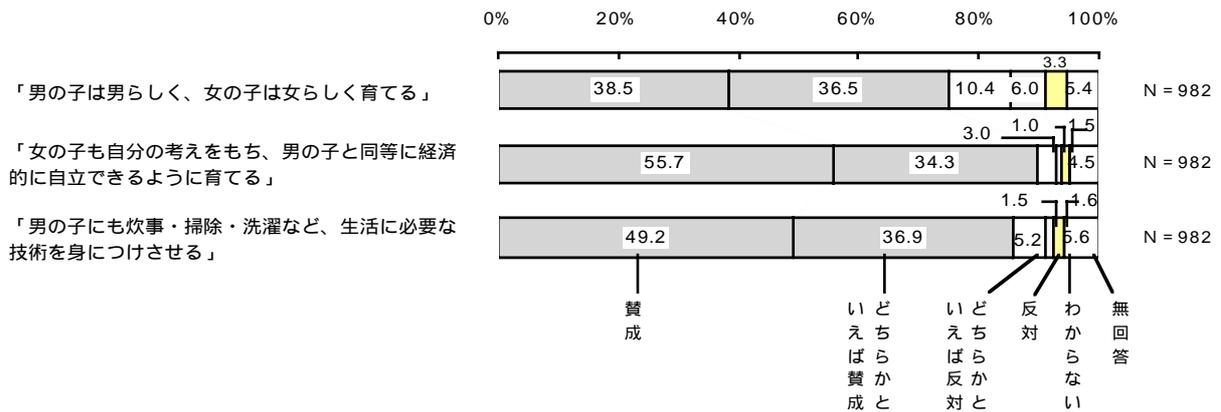
資料：住民意識調査

[ 3 ] 教育

子育てについての考え方を住民意識調査からみると、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる」という考え方に「賛成」する人は38.5%となっており、「どちらかといえば賛成」を含めた『賛成派』は7割を超え、性別役割分担意識が子育てに関する問題としても浮かび上がっています。また、「女の子も自分の考えをもち、男の子と同等に経済的に自立できるように育てる」では『賛成派』は90.0%、「男の子にも炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる」では86.1%となっており、男性の生活自立については女性の経済的自立よりもやや消極的な傾向がうかがえます。

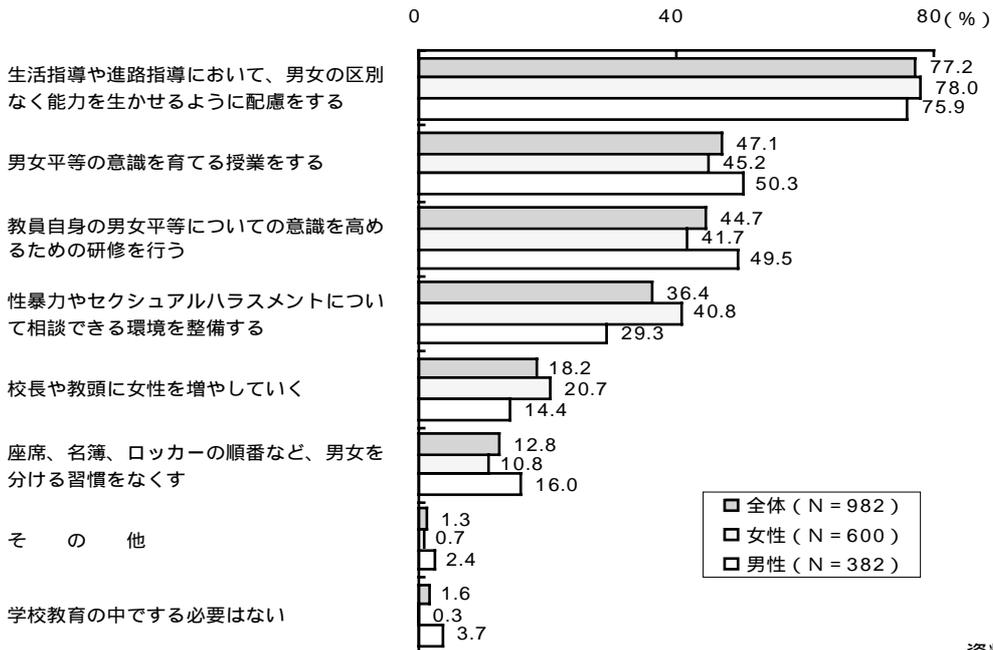
また、学校教育に求めることとしては、男女とも、「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるように配慮をする」「男女平等の意識を育てる授業をする」「教員自身の男女平等についての意識を高めるための研修を行う」が上位3位となっており、教職員に対する男女共同参画の視点に立った研修・指導を図り、学校生活のなかに男女共同参画の環境づくりが求められていることがうかがえます。

子育てについての考え方



資料：住民意識調査

学校教育の中で男女平等をすすめるために力をいれること

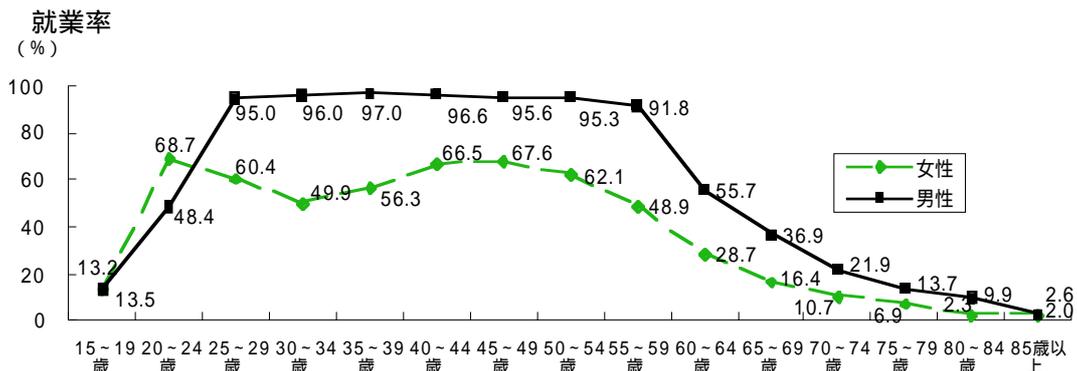


資料：住民意識調査

3 女性の就業状況

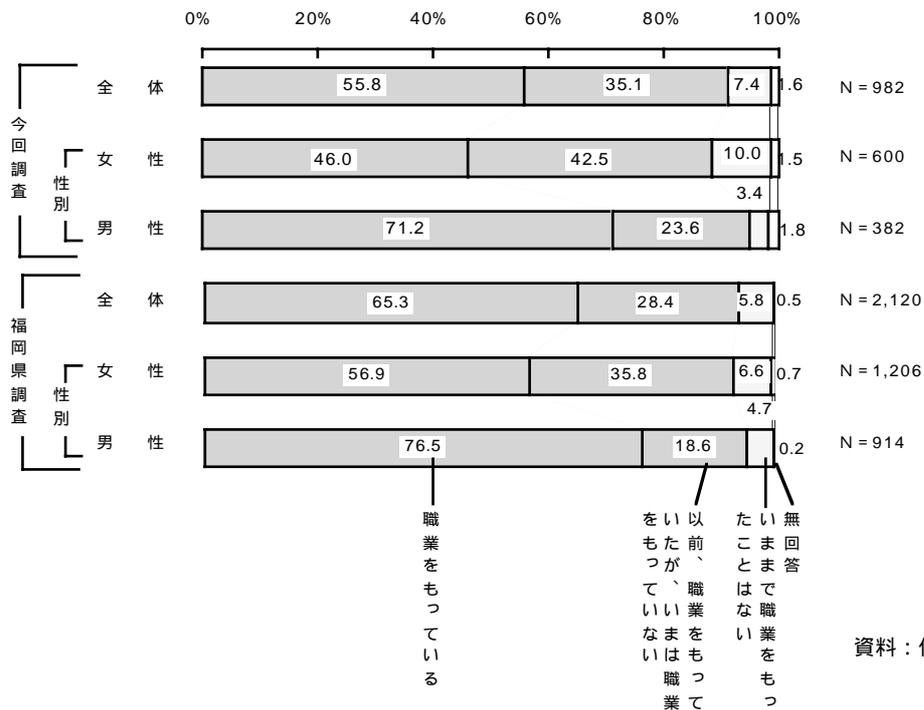
15歳以上人口に占める就業者の状況を見ると、女性では、20～24歳で就業率は最も高く、30～34歳で最も低くなり、45～49歳まで上昇しています。いわゆる「M字型就労」が苅田町でもみられます。

職業の有無について住民意識調査をみると、女性の半数近く、男性の70%以上が職業をもっており、福岡県調査と比較すると、現在「職業をもっている」という人は、女性で10ポイント程度、男性で5ポイント程度、苅田町の方が低い結果となっています。また、女性が職業を続けていく上での問題としては、「賃金、仕事内容、昇進などの面で、男性と同等の待遇がなされていない」が最も高く、男女共同参画の視点による就労環境の整備が求められています。



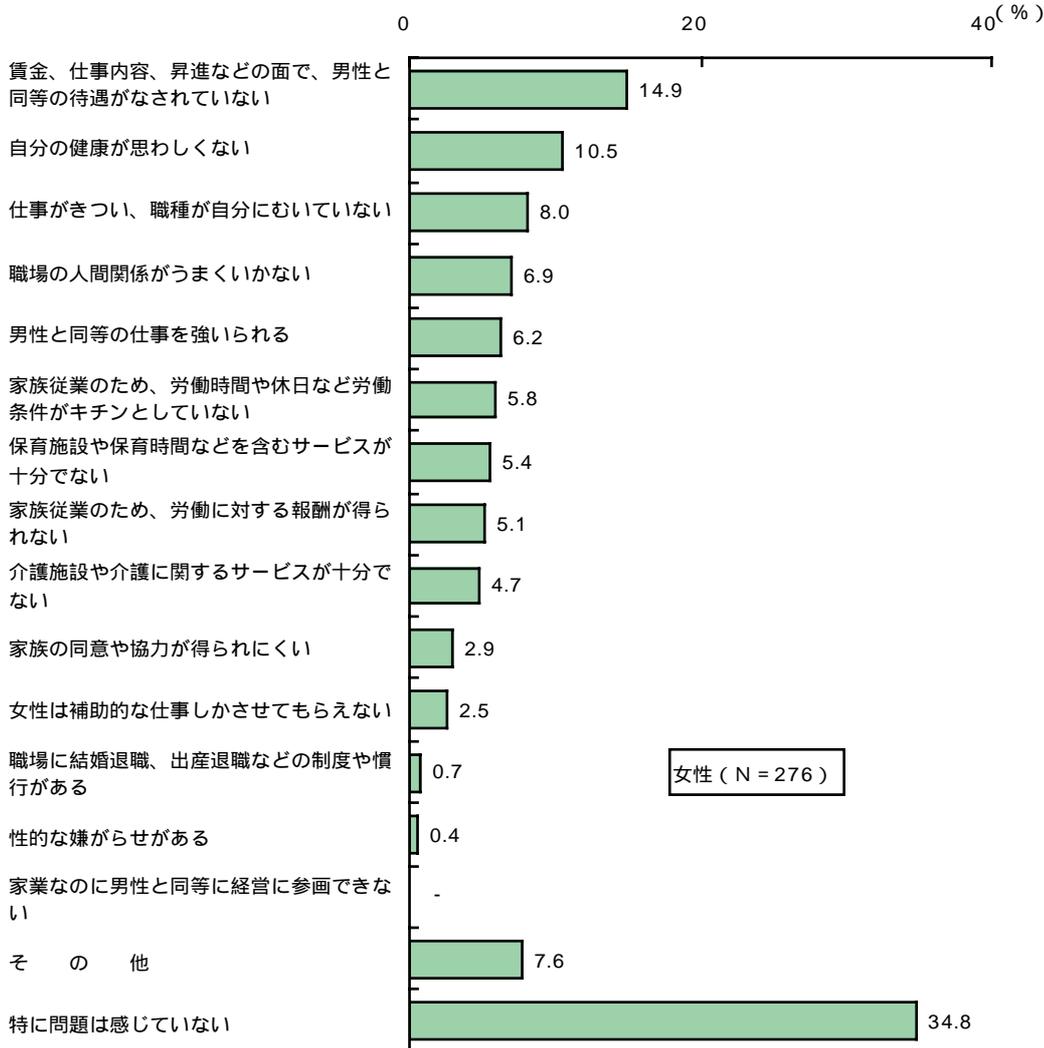
資料：平成12年国勢調査

### 職業の有無



資料：住民意識調査

### 職業を続けていく上での問題点



資料：住民意識調査

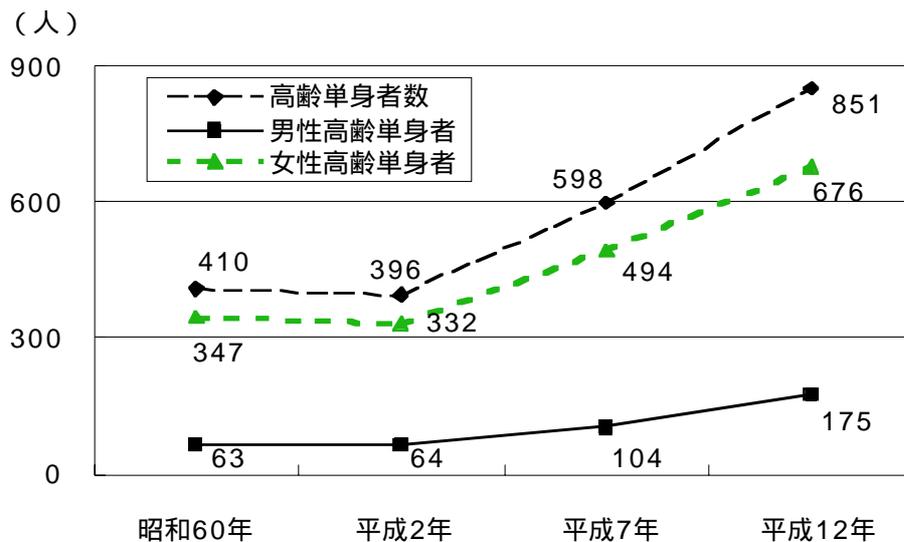
## 4 高齢化

高齢単身者の推移をみると、1985（昭和60）年の410人から2000（平成12）年の851人と15年間で約2倍となっており、女性の高齢単身者数が高齢単身者数に占める割合は1985（昭和60）年以降常に8割前後となっています。

老後の不安について住民意識調査をみると、男性は「配偶者に先立たれる（た）こと」「ひとり暮らしになること」など一人で生活することに対する不安や、「生活費の不安（収入、蓄えがない）」「高齢者の働く機会が少ないこと」など生活の維持に関する不安が高く、女性が抱える老後の不安としては、「健康状態や身体能力が下がること」「ねたきりや痴呆になること」「年金や医療などの福祉水準が下がること」などの健康や福祉に関する不安が男性に比べ高くなっています。

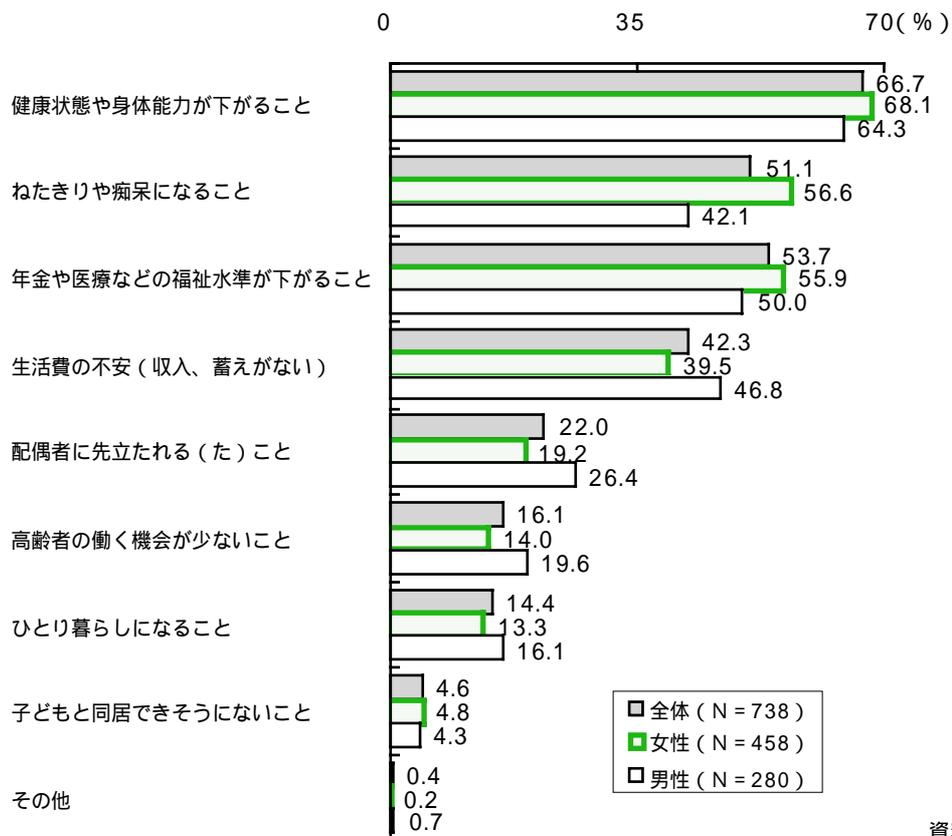
今後さらに高齢化が進行するなかで、女性の高齢単身者を取りまく健康面、身体面、精神面などの不安に対する対策はますます必要不可欠な課題となることが予想されます。

高齢単身者の推移



資料：国勢調査

老後の不安



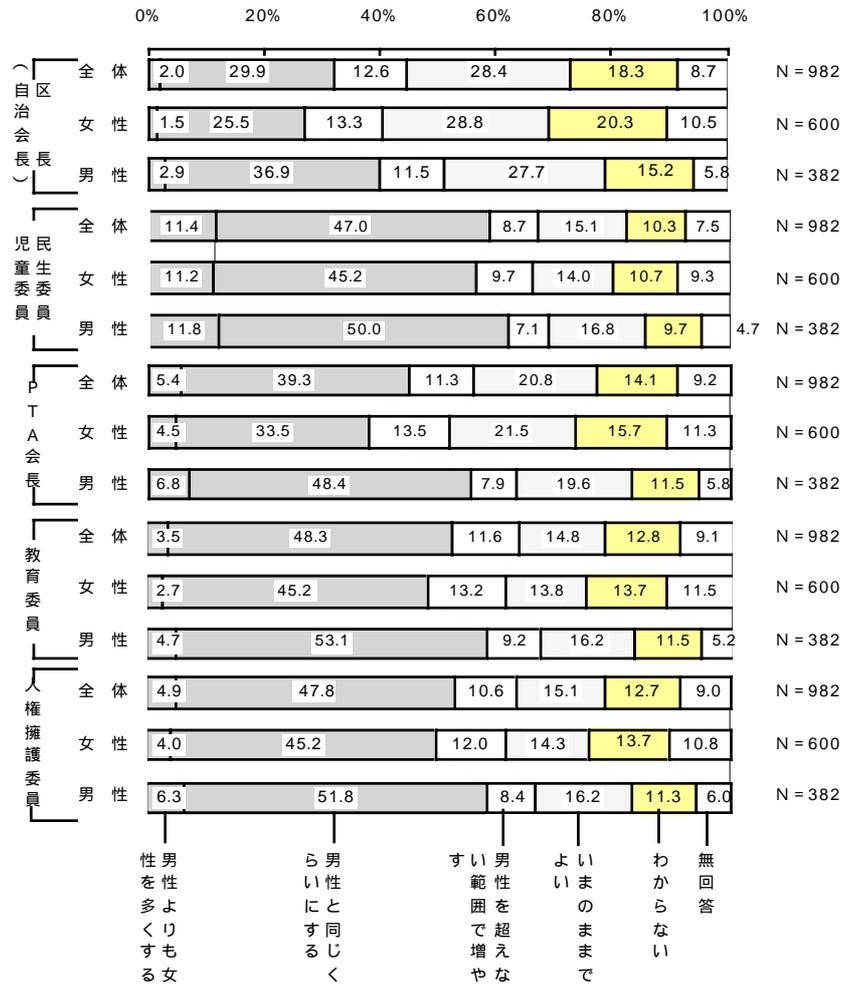
資料：住民意識調査

5 社会参画

区長や民生委員などの役職への女性の参画への考え方について住民意識調査からみると、「男性と同じくらいにする」という回答が多かったのは、「教育委員」「人権擁護委員」「民生委員」などで、「いまのままでよい」とする回答が相対的に多かったのは、「区長(自治会長)」「農業委員」「PTA会長」でした。また、すべての役職で、男性の方が女性よりも「男性と同じくらいにする」という回答が多く、「男性よりも女性を多くする」も「町議会議員」以外は男性の方が多く、女性は「男性を超えない範囲で増やす」、「わからない」がほとんどの項目で男性を上回っていました。

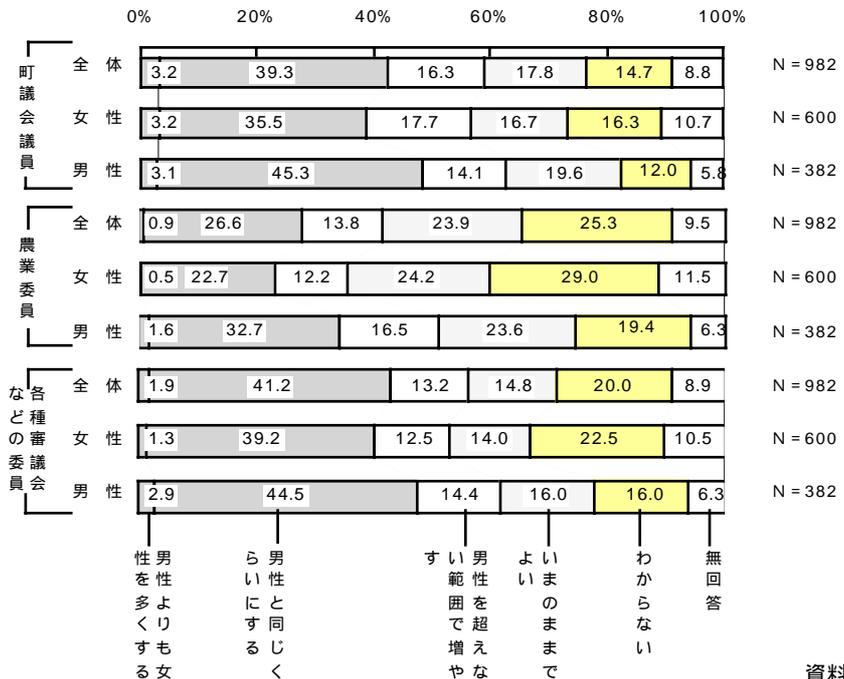
政策決定や地域リーダーへの女性の参画には、男性の方が積極的な態度を示しているといえますが、実際に女性が役職についた場合、男性がどの程度支持するのかが不明で、女性が消極的な態度を見せるのは、これまでの経験から女性が役職でリーダーシップをとるのは困難であるという認識をもっているためとまうかがえます。

女性が役職につくこと(1)



資料：住民意識調査

女性が役職につくこと(2)



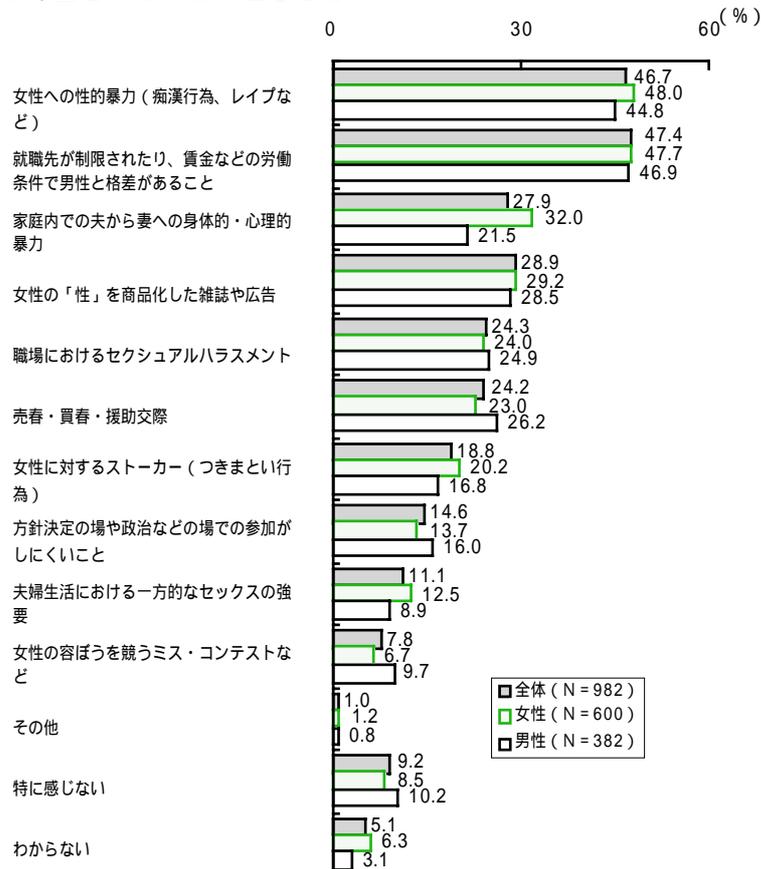
資料：住民意識調査

## 6 女性の人権

住民意識調査によると、「女性への性的暴力(痴漢行為、レイプなど)」や「就職先が制限されたり、賃金などの労働条件で男性と格差があること」「女性の『性』を商品化した雑誌や広告」等が女性の人権侵害だと感じる人が多く、そのなかでも「家庭内での夫から妻への身体的・心理的暴力」や家庭内の性的暴力を示す「夫婦生活における一方的なセックスの強要」については、女性が男性より3.6ポイント高くなっています。また、女性への暴力の見聞きについては、「自分が暴力を受けたことがある」は女性で9.0%(実数54人)となっており、平成14年住民基本台帳の女性人口を基に類推すると町内の1,000人以上の女性が何らかの暴力を受けているという深刻な状況が見受けられます。

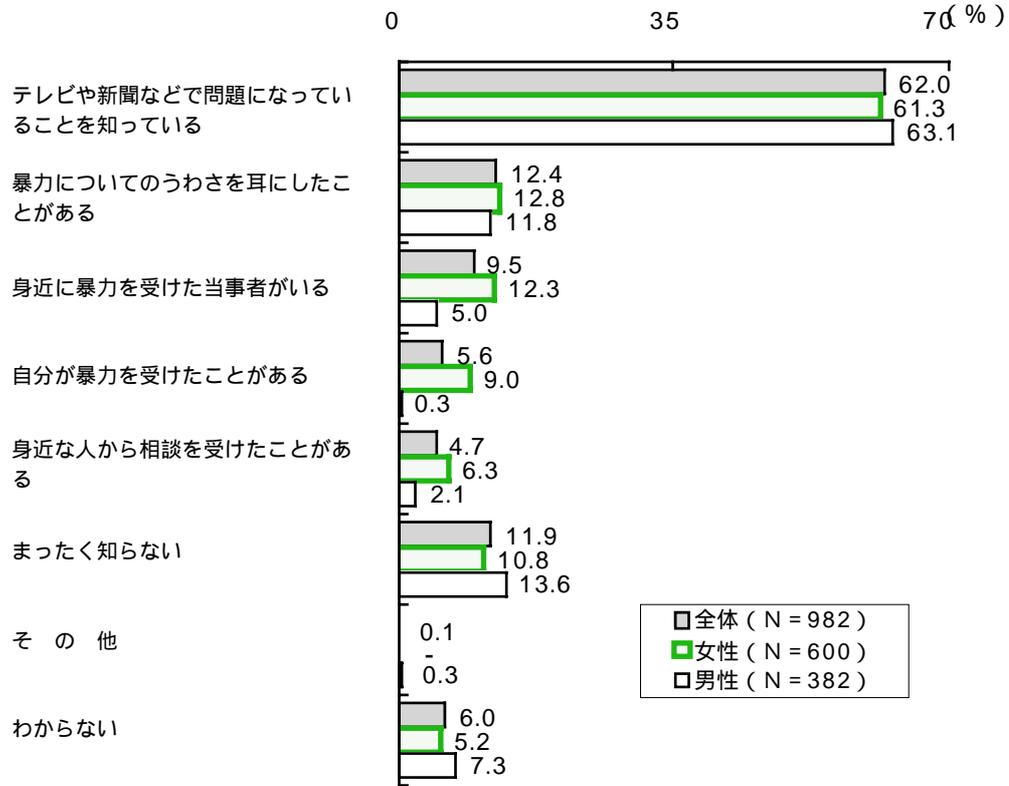
平成13年4月から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、夫婦間の暴力に警察が介入したり、場合によっては加害者の逮捕もありえることから、事の重要さを男性にも十分に理解するような啓発の必要性がうかがえます。

女性の人権が尊重されていないと感じる点



資料：住民意識調査

女性への暴力の見聞きの有無

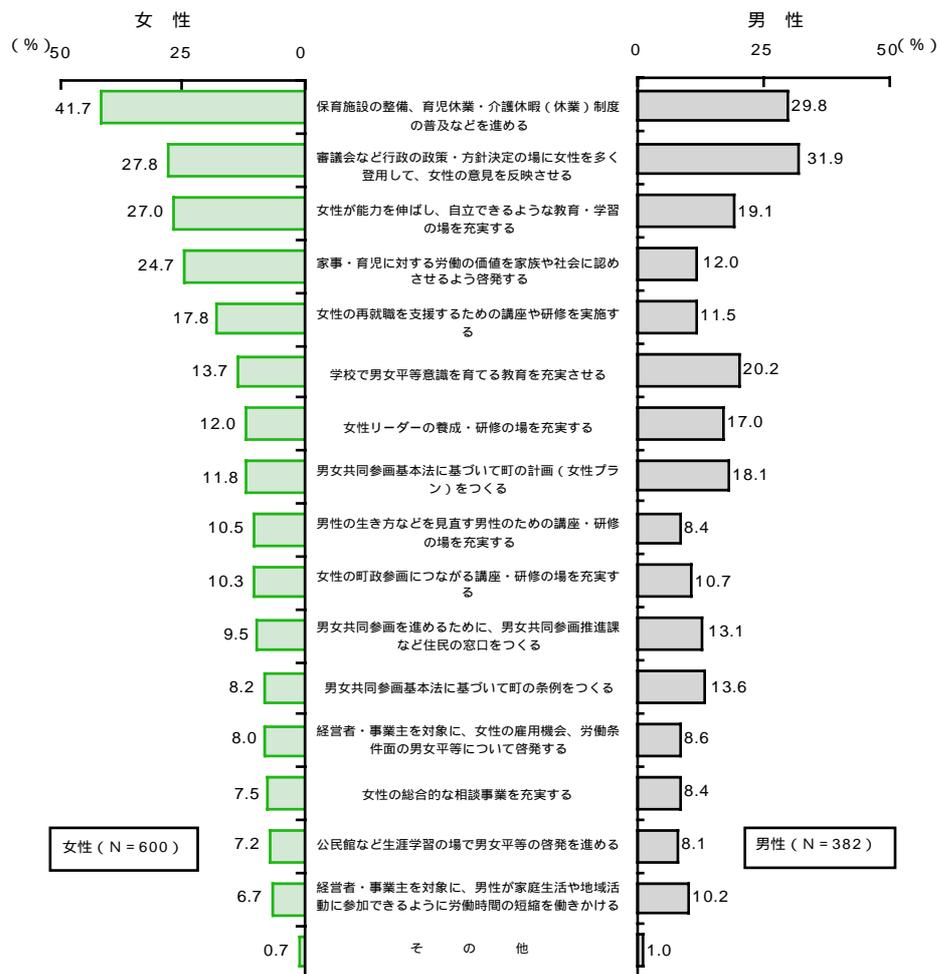


資料：住民意識調査

## 7 行政への要望

住民意識調査によると、「男女共同参画社会」の実現に向けて行政に期待することとしては、「保育施設の整備、育児休業・介護休暇(休業)制度の普及などを進める」が最も多く、次いで「審議会など行政の政策・方針決定の場に女性を多く登用して、女性の意見を反映する」と「女性が能力を伸ばし、自立できるような教育・学習の場を充実する」などの女性に直接働きかける政策への要望が続いています。以下、「家事・育児に対する労働の価値を、家族や社会へ認めさせるよう啓発する」「学校で男女平等意識を育てる教育を充実する」といった教育や意識啓発を重視する要望が続いており、女性の役割とされる育児、介護、家事をめぐる対策への女性の要望の強さがうかがえます。

男女共同参画社会実現のための行政への要望



資料：住民意識調査

## 第3章

# 基本的な考え方

---

- 1 計画の目的
- 2 計画の性格
- 3 計画の実施期間
- 4 計画の基本方針
- 5 目標・課題と施策の方向性および計画の体系
- 6 計画の推進体制

## 1 計画の目的

男女平等については、日本国憲法においてその理念がうたわれているのをはじめとして、女子差別撤廃条約、男女雇用機会均等法、男女共同参画基本法など、法的な整備が進められており、それらの法律に基づいた様々な取り組みが国内外において進められてきました。

しかし、現状をみる限り、固定的な性別役割分担意識や、それに起因する社会的な不平等、女性への暴力など、数多くの課題が残されています。苅田町においても、これらの問題が未解決のまま持続していることが、住民意識調査の結果などから示されています。

この計画は、これらの問題を解決し、男女がお互いを尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を実現するための様々な施策を体系化し、それらの施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定されています。

## 2 計画の性格

本計画は、「第3次苅田町総合計画」を基本として、国の「男女共同参画基本計画」や「福岡県男女共同参画計画」との整合性を保ちながら、男女共同参画の推進に関して、総合的、計画的に講ずべき施策について体系化し今後の方向性を定めたものです。

## 3 計画の実施期間

本計画の期間は、平成15年度から平成24年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の急激な変化等を考慮し中間年度である平成19年度に見直しを行います。また計画の進捗状況については、毎年年次報告を行います。

	2002年 (平成14年)	2003年 (平成15年)	2007年 (平成19年)	2012年 (平成24年)
計画策定	本計画の実施期間			
		(毎年次進捗状況報告)	見直し	(毎年次進捗状況報告)

## 4 計画の基本方針

### [ 1 ] 計画の基本理念

本計画は、苅田町における男女共同参画社会の実現のため、「男女共同参画基本法」および“男女共同参画の推進”を基本方針の一つに掲げている「第3次苅田町総合計画」に基づいて策定されています。また、本計画は、住民意識調査の結果および懇話会からの意見・提言を踏まえて策定されたものです。

なお、本計画の基本となる理念を、提言書における基本的な考え方にに基づき、

「自分自身で決めて生きられる社会をめざして」

とします。

本計画では「男女共同参画社会」を、個人が性別にとらわれずにそれぞれの夢や希望を実現するために自分自身の人生を生き、それをお互いが尊重できる社会として位置づけています。このことを踏まえ、個人がさまざまな助言や支援をもとに自分自身で決めて生きることを実践でき、同時に自分と同じように他人の自己決定を尊重できるような社会づくりをめざします。

### [ 2 ] 目標と課題

本計画の理念を達成していくために、次に掲げる目標と課題を設定し、計画的に施策を推進します。

- ・ ジェンダーにとらわれない意識づくり
- ・ 男女の人権の尊重
- ・ 男女が共に自立するための就労環境づくり
- ・ あらゆる場面での男女共同参画の推進

## 5 目標・課題と施策の方向性および計画の体系

### [ 1 ] 目標・課題と施策の方向性

#### ・ジェンダーにとらわれない意識づくり

個人が性別にとらわれることなくそれぞれの個性と能力を発揮し、互いに社会的利益と責任を分かち合うことができる男女共同参画社会を実現するためには、住民一人ひとりが男女共同参画社会についての理解を深め、お互いを尊重しあえるような社会的意識を醸成することが重要です。同時に、従来 of 固定的な性別役割分担意識や性差別的な社会制度・慣習を見直し、是正していく必要があります。また、近年社会的に大きな問題となっているドメスティック・バイオレンス<sup>注2)</sup>などの人権侵害に適切かつ迅速に対応するために、人権に敏感な視点を養うことが急務となっています。

家庭・学校・地域社会・職場等のあらゆる場において、性別にとらわれない意識づくりと人権意識を高めるための教育・学習の充実を推進し、男女共同参画社会の実現に向けての住民意識の高揚を図ります。

#### ・男女の人権の尊重

男女共同参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識に基づく社会的な男女の不平等をなくし、男女ともに人間として尊重されることが不可欠です。

女性が自らの健康や性・生殖の問題について自分で決定する事は、国際的に女性の人権と認められていますが、この権利は男性から尊重されていないだけでなく、女性自身にも十分に認識されているとはいえません。男女が対等なパートナーとして、妊娠や出産など健康、性、生殖に関しての女性の自己決定権が尊重されるための施策を進めていきます。

また、高齢者の単身世帯に占める女性の比率が高く、高齢者のみの世帯割合も増加しており、高齢者問題の解決に男女共同参画の視点は欠かせません。男女の高齢者が

注2) ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)

夫や恋人・パートナー等から女性に向けられる暴力のこと。親子間や同居の高齢者と介護家族の間にかかる「家庭内暴力」とは区別され、身体的暴力だけでなく、妻の存在を理由なく無視するなど、心理的に苦痛を与えることも含まれます。

自立し、生涯にわたって、誇りと希望をもって安心して暮らせるような支援を進めていきます。同様に、障害のある女性や外国人女性等、配慮を必要とする人へも人権問題との認識に立ち、支援していきます。

女性に対する暴力は、対等な人間としての女性の尊厳を傷つける社会的な問題であり、DV防止法など法的整備が進んでいます。町としても、法を活用しながら女性の人権侵害として取り組む緊急の課題と考えます。

## ・男女が共に自立するための就労環境づくり

個人が性別にとらわれずにそれぞれの夢や希望を実現するために、男女が経済面や生活面でともに自立することが可能な環境が求められます。

就労の場においても、固定的な性別役割分担意識に基づいて女性の職域を狭められたり、育児や介護との両立の負担が女性に偏るなど、女性は能力を仕事に活かす機会を得られない場合が多くあります。一方で、男性には仕事中心の生活が求められ、家庭や地域の活動に参加する機会も阻まれてきました。男女がともに家庭・地域における責任を果たしながら、職業生活とバランスのとれた生活ができるよう、保育や介護の支援策を充実するとともに、事業所へは女性の社会的機能である母性への保護を欠くことなく男女共同参画の理解促進を図る取り組みを支援します。

また、個々人の人生の設計に合わせた多様な働き方を支援する就労環境の整備にもつとめます。

子育てや介護については、女性だけに責任を負わされた重圧や不安を解消するために、男女共同参画の視点にたち、多様化するニーズに対応できるよう、支援の充実を図ります。

## ・あらゆる場面での男女共同参画の推進

これまでの社会においては、家庭や地域生活の分野においては大部分を女性が担い、政治や労働の分野においては主に男性が中心的な役割を占める、という状況がありました。しかし、男女共同参画社会を実現し、より豊かで実りあるまちづくりを推進するためには、住民が性別に

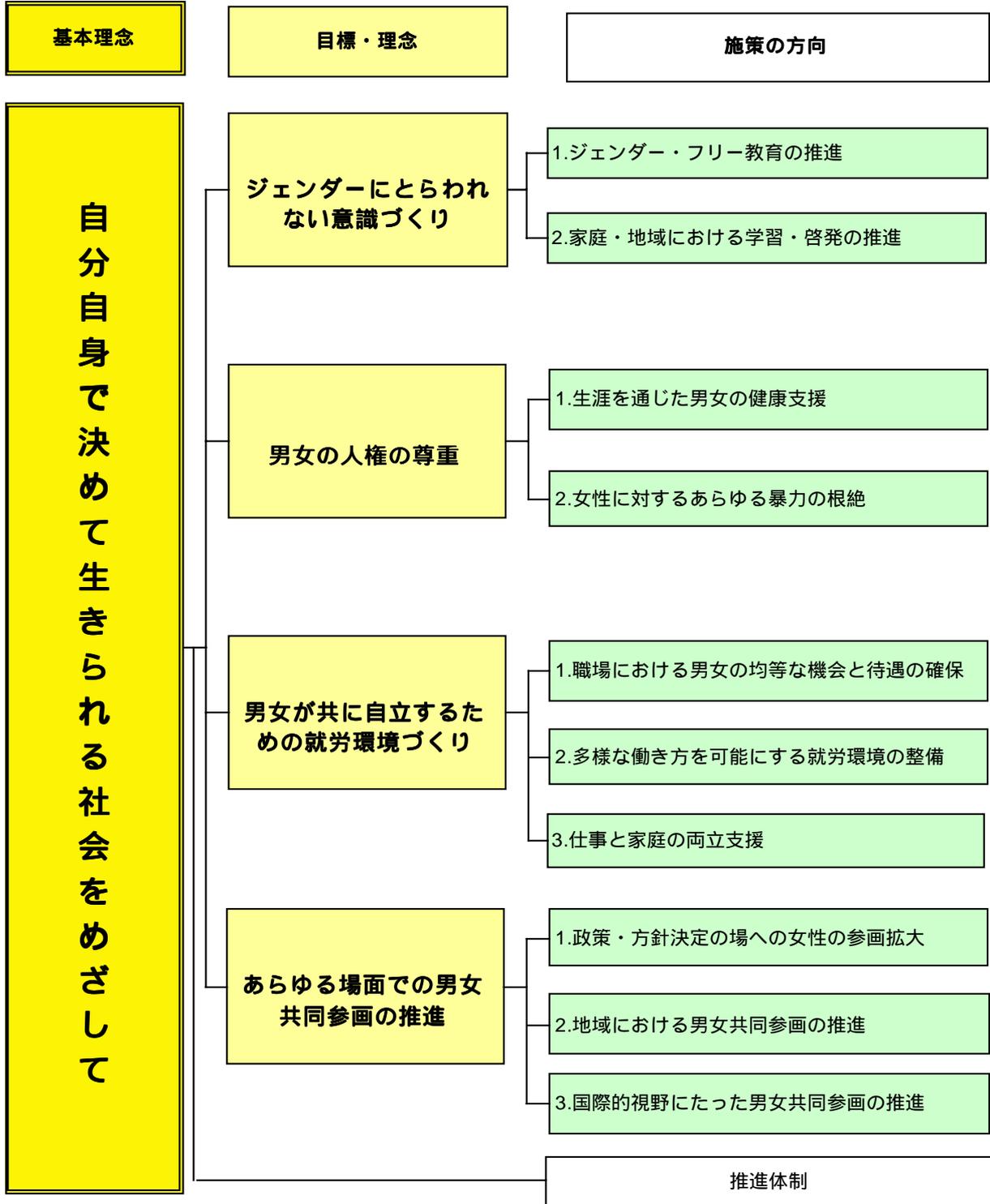
とらわれることなく家庭・職場・地域社会等のあらゆる場面に関わる環境を整えることが必要です。同時に、政策や方針決定の場に男女が対等に参画し、さまざまな観点からの多様な価値観を取り入れ、方針を決定していくことが重要です。

男女いずれかの性に偏らない人材の登用を図るよう、町が設置する各種審議会・委員会等においては配慮し、民間企業や団体にも積極的に働きかけていきます。また、社会のあらゆる場面において男女の対等な立場での参画を可能にするような環境を整備します。

苅田町は外国人登録者数も多く、九州有数の国際貿易港でもあり、男女共同参画社会づくりに国際的な視野を取り入れることが不可欠です。町内外の外国人女性との交流、外国人特有の問題への支援策の検討など、異文化理解と人権の視点にたった施策を推進します。



[ 2 ] 計画の体系



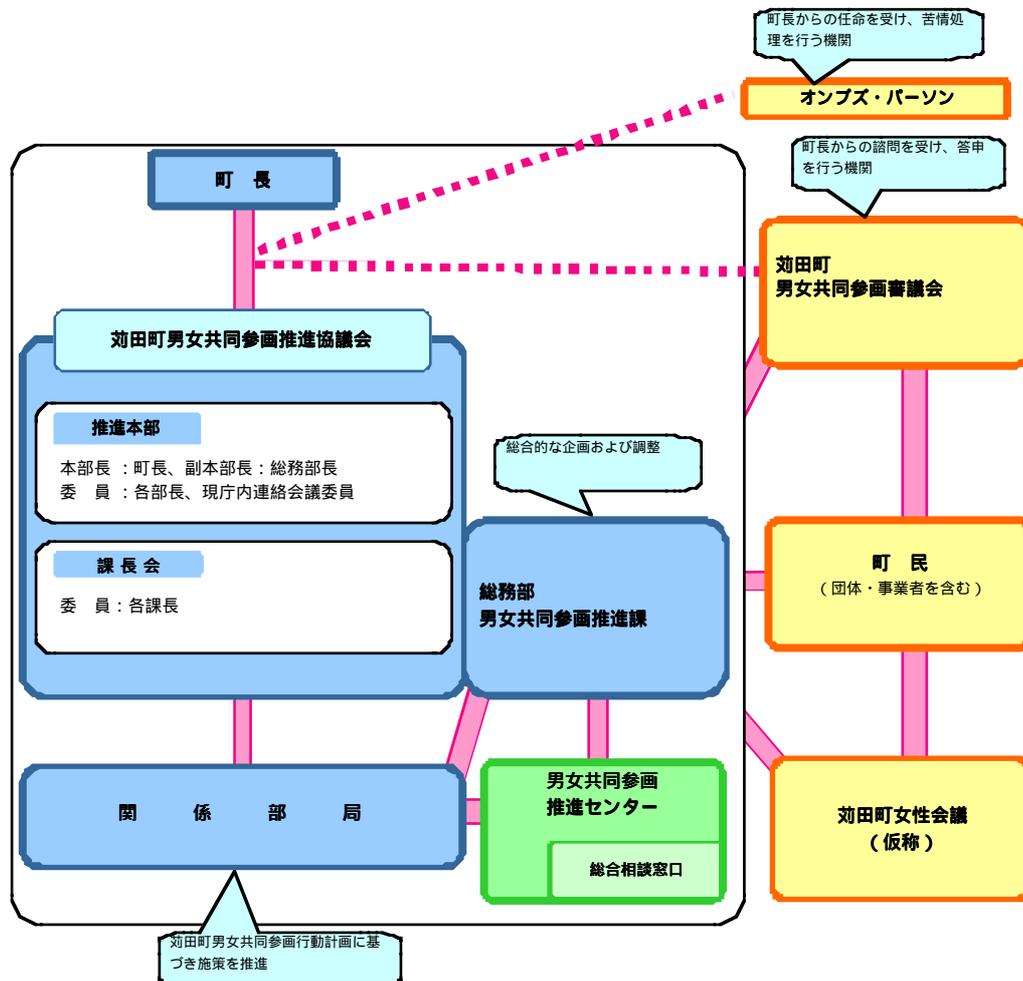
6 計画の推進体制

全庁的推進体制の確立  
 庁内推進協議会の設置  
 男女共同参画推進課の設置

町民との連携  
 男女共同参画推進センターの設置  
 総合相談窓口の設置

計画の進行管理  
 荻田町男女共同参画審議会の継続的な設置  
 オンブズパーソンの設置

推進体制図



(参考資料1) 男女共同参画推進課で想定される主な事業(作業)内容

庁内の推進体制の確立

[事業(作業)内容]

庁内男女共同参画推進協議会に関して  
協議会設置要綱制定事務、委員任命事務、協議会研修事務、会議開催事務、研修プログラム企画事務  
関係部局に関して  
関係部局研修事務、会議開催事務、研修プログラム企画事務  
男女共同参画推進センターとの連携に関して  
事業等の調整連絡事務、予算事務、人的配置の調整連絡事務

計画の総合的な進行管理と調整

[事業(作業)内容]

全庁への毎年次進捗関係事務  
(進捗状況ヒアリング・資料作成と公開、毎年次実施事業のヒアリング・予算等)  
苅田町男女共同参画条例制定事務  
研修プログラム事務  
啓発冊子作成事務

充実した機能を持ち合わせた拠点施設の設置

[事業(作業)内容]

設置場所・実施内容考案事業  
総合相談窓口の開設と実施事業  
研修プログラムに基づく事業  
調査・研究事業

町民との連携

[事業(作業)内容]

共同参画研修(講座)事業  
町民活動への助成・支援事業  
再就職支援等講座開催事業  
苅田町女性会議(仮称)運営事業

諮問機関の運営

[事業(作業)内容]

条例制定事務  
委員任命事務  
会議開催事務  
研修事務

苦情処理機関の設置

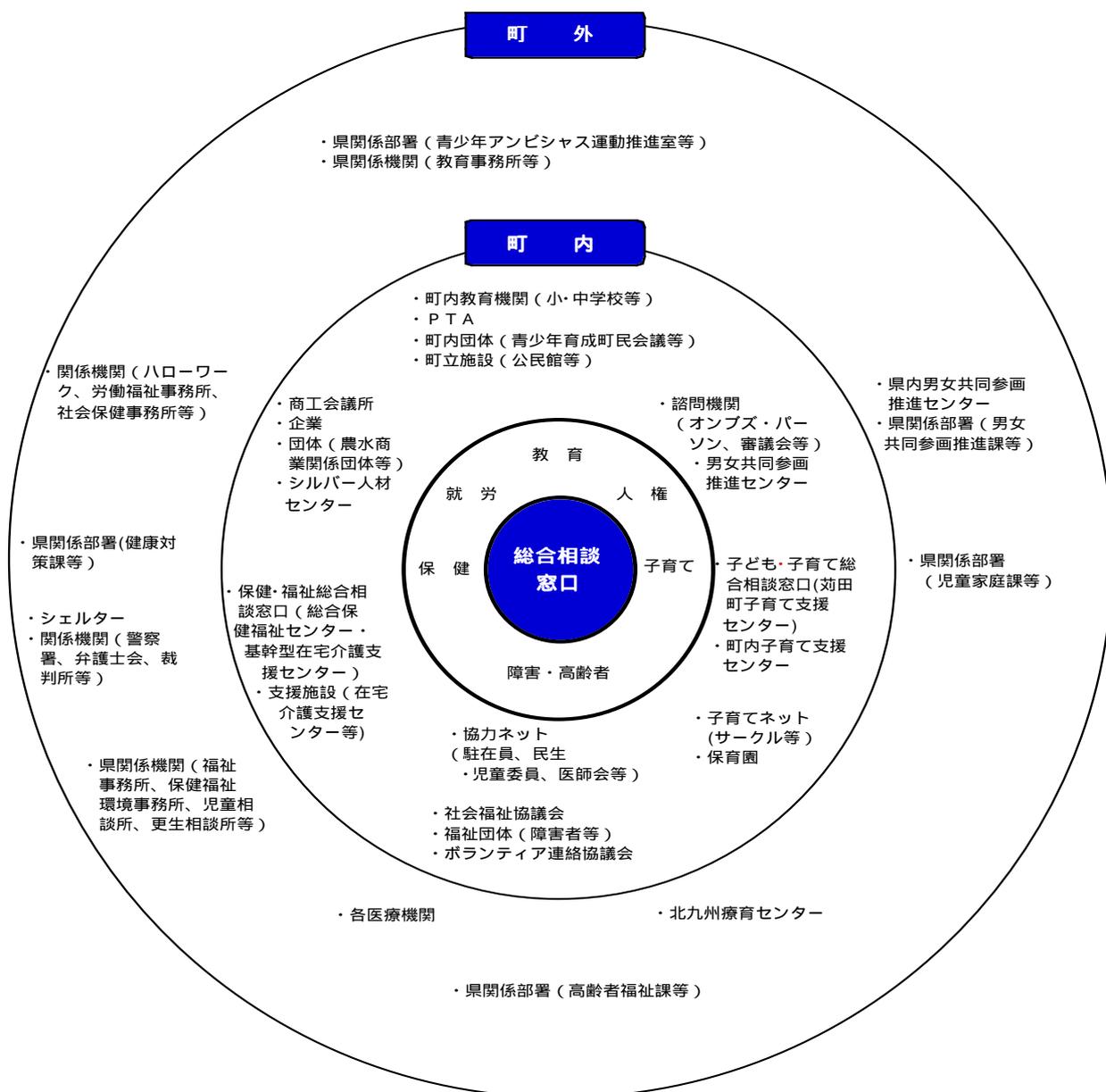
[事業(作業)内容]

条例制定事務  
委員任命事務  
会議開催事務  
研修事務

(参考資料2) 総合相談窓口を中心とするネットワーク

下図にあるように初期の相談を受け、相談者の問題解決を円滑に進めるためのネットワークづくりを進める必要があります。

総合相談窓口を中心とするネットワークのイメージ図



## 答申に関わる附帯意見

計画の策定に当たっては、菟田町男女共同参画審議会で取りまとめた「菟田町男女共同参画行動計画についての基本的な考え方」を踏まえるとともに、推進体制について次の意見もよせられましたので、ここに附記します。

庁内に男女共同参画推進協議会等を設置し、庁内の推進体制を確立する必要がある。

庁内に男女共同参画に係る計画の総合的な進行計管理と調整をする「男女共同参画推進課」を設置する必要がある。

男女共同参画に係る調査・研究等を行い、総合相談窓口を擁する男女共同参画社会づくりにとって拠点となる「男女共同参画推進センター」が必要である。

菟田町女性会議（仮称）の設置等を支援することによる行政・町民・事業者の連携を図る必要がある。

「菟田町男女共同参画審議会」に男女共同参画に係る町内の取り組みについて調査審議を諮問し、提言を求める必要がある。

男女共同参画社会の推進を阻害する施策、あるいは性別による差別的取扱いによって人権が侵害された場合に、被害者の救済を図るために、オンブズパーソンを設置する必要がある。

本計画の基本理念「自分自身で決めて生きられる社会をめざして」を踏まえ、男女が共に自らが自己啓発を進め、「エンパワーメントかんだ」を構築する必要がある。

## 第4章

# 実施計画

---

ジェンダーにとらわれない意識づくり

男女の人権の尊重

男女が共に自立するための就労環境づくり

あらゆる場面での男女共同参画の推進

推進体制

## ジェンダーにとらわれない意識づくり

### 1 ジェンダー・フリー<sup>注3)</sup>教育の推進

男女の固定的な役割意識にとらわれずに、男女平等の意識をはぐくみ、それぞれが生涯を通じて自立できる生活者となるために、したがって自己決定が可能であるように、学校教育全体を通じて幼児・児童・生徒を育成します。そのために男女混合名簿の使用拡大や、教育に携わる教職員や幼児保育にかかわる保育者を対象にした定期的な研修会、県作成の「教師用指導の手引」の活用、児童・生徒用の教材等の作成を行います。また、家庭科教育の充実、性別にとらわれずに自己決定の視点から職業選択につながる進路指導を推進します。

#### 具体的事業一覧

事業名	事業内容	実施時期	担当課
教職員の研修の充実	小中学校の教職員を対象として、毎年ジェンダー・フリー教育の研修会を行います。	B	学校教育課
学校生活における男女共同参画に係る実態の把握	男女混合名簿や学級運営の役割分担等の実態を把握し、学校生活全体にわたってジェンダー・フリーの視点から見直します。	A	学校教育課
家庭科におけるジェンダー教育の実施	家庭科に男女の生活自立について理解を深めるような内容の実施を働きかけます。	B	学校教育課
幼児保育・教育関係者に対する人権教育啓発	国連10年計画を踏まえて学校、保育教育における人権教育指導を教育関係者に対して促します。	A	学校教育課 人権推進課
児童・生徒用の教材等の作成・活用	ジェンダー・フリー教育を推進するために、教材等を作成し、活用します。	B	学校教育課 人権推進課
県作成「教師用指導の手引」の活用	男女共同参画を推進するために、県作成「教師用指導の手引き」の活用を図ります。	B	学校教育課
自己決定できる進路指導の実施	女性の経済的自立や男性の家庭的責任を促し、自己決定できる進路指導の徹底を図ります。	A	学校教育課

実施時期 A：継続 B：新規

注3) ジェンダー・フリー (gender free)

固定的な男らしさや女らしさに基づく、男女の役割に制約されないこと。人の生き方や行動を、ジェンダーによって決めつけないこと。すなわち、固定的な性別役割分担意識にとらわれないこと、さらには社会的・文化的に形成された性別そのものの解消を意味します。

## 2 家庭・地域における学習・啓発の推進

生涯学習全般をジェンダーにとらわれない視点から取り組み、家庭や地域での固定的な男女の役割分業意識を払拭していくための啓発を進めます。また、小・中学生対象の体験的講座、子育て期の町民を援助する講座、男女共同参画に関する講演会を実施します。啓発冊子や情報誌を発行し、企業や地域等での講座・研修を実施するための手引きを作成します。また、ジェンダー・フリーの視点から町の刊行物等を作成する際の基準となるガイドラインを作成します。

### 具体的事業一覧

事業名	事業内容	実施時期	担当課
男女共同参画に関する学習講座の開催	男女共同参画に対する関心と理解を深めるための講座を公民館、コミュニティセンター等で開催します。	A	中央公民館
男女共同参画の視点にたった小中学生対象の講座の開催	男女の区別なく生活に必要な手芸、料理、工作等の技術を小中学生の頃から身に付けてもらえるよう公民館、コミュニティセンター等で開催します。	A	中央公民館
人権啓発冊子「しおさい」の充実	年1回啓発冊子を発行していますが、今後はより内容の充実を図り、町民の男女共同参画への理解を深めるとともに、他機関への周知を図ります。	A	人権推進課
かんだ男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画についての町民の理解を深め、意識啓発を図るための講演会を実施します。	A	人権推進課
男女共同参画情報誌・パンフレット等の発行	男女共同参画について、町民が関心を持つような分かりやすい情報誌やパンフレット等を発行します。	B	人権推進課
啓発・研修プログラムの手引きの作成・利用	企業や地域等で男女共同参画の講座及び研修を実施するための手引きを作成し、利用を図ります。	B	人権推進課 都市整備課
男女共同参画の視点にたった子育て講座・講演会等の実施	育児に関する情報を提供するとともに、育児不安の解消および仲間づくりを目的とした学習会や講演会を開催します。	A	総合保健福祉センター 地域子育て支援センター
町の刊行物等におけるジェンダー表現に関するガイドラインの作成	町の刊行物などを作成する際の規準となるジェンダー・フリーの視点からのガイドラインを作成します。	A	総務課 人権推進課 全庁

実施時期 A：継続 B：新規

## 男女の人権の尊重

### 1 生涯を通じた男女の健康支援

男女がお互いの人格と性を尊重し、生涯を通じて健康な生活をおくることができるように、性と健康を保障する視点で施策を行います。思春期における性教育を充実させ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に基づいて性行動を自己決定できる力を育むことのできる学習に取り組みます。各種健康診断、相談事業においても人権尊重の視点で充実をはかります。配慮を必要とする人々が安心して暮らせるよう、「小地域福祉活動」の推進や、高齢者の交流の場である「いきいきサロン」の拡充、安心センターの設置を図ります。また、高齢者対応公営住宅の整備、介護家族支援のため情報提供や学習会をおこないます。

#### 具体的事業一覧

事業名	事業内容	実施時期	担当課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する学習機会の充実	男女の身体的特徴や性に関する理解および個人の意思の尊重に関する啓発を実施するとともに、広報、相談体制を整備します。	B	人権推進課
性教育の充実	学校での性教育の状況を把握し、意識啓発のための研修や講演会を行います。	A	学校教育課
各種健診の受診率向上	男女の各種健診の実施方法や広報等を検討し、受診率の向上を図ります。	A	総合保健福祉センター
各種相談事業の充実	健康から生活全般に関する相談まで、いつでも応じることができるよう相談体制の充実を図ります。	A	社会福祉協議会
小地域福祉活動の推進	高齢者、障害者や外国人女性たちが安心して暮らせるよう、「小地域福祉活動」を行政区全域に拡充します。	A	社会福祉協議会
「いきいきサロン」の促進	家庭に引きこもりがちな高齢者等が地域に気軽に足を運べる交流の場を拡充します。	A	社会福祉協議会
安心センターの設置	介護保険制度導入にともない、地域福祉権利擁護事業として痴呆性高齢者等弱者の権利擁護のための支援を行います。	A	社会福祉協議会
介護家族健康教室の開催	介護に関する情報を提供するとともに、介護不安の解消および仲間づくりを目的とした介護者のための学習会を開催します。	A	総合保健福祉センター 社会福祉協議会
公営住宅のバリアフリー化の推進	バリアフリー化等高齢者対応の町営住宅の整備を行います。	B	施設建設課

実施時期 A：継続 B：新規

## 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力を許さない社会の意識を醸成するため、行政職員、町民に対する教育・啓発・情報提供を行います。緊急課題であるドメスティック・バイオレンスへの取り組みとして、児童虐待防止ネットワークとの連携や各関係機関をつなぐネットワークづくりによる被害者支援体制の整備を行うとともに、広域での一時避難所の設置を検討します。また、セクシュアル・ハラスメント<sup>注4</sup>防止のための啓発・研修を行い、専門相談員による女性に対する暴力相談を行います。性犯罪防止のための対策も青少年健全育成町民会議や警察と連携して講じます。

### 具体的事業一覧

事業名	事業内容	実施時期	担当課
ドメスティック・バイオレンスに関する研修会の開催	行政職員、地域住民に広く呼びかけ、ドメスティック・バイオレンスに関する研修会を実施します。	A	人権推進課
ドメスティック・バイオレンスに対応するネットワークづくり	緊急時にもすぐ対応できるネットワークづくりを行い、児童虐待防止ネットワークとの連携を図ります。	A	人権推進課 健康福祉課 学校教育課
女性に対する暴力相談の実施	専門相談員によるドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、性暴力等への対応を図る相談体制を整備します。	B	総務課 人権推進課 健康福祉課
一時避難所（シェルター）の設置の検討	ドメスティック・バイオレンスから逃れた女性の避難場所として広域でシェルター設置を検討します。	B	総務課 施設建設課
行政職員への啓発の実施	臨時職員を含めた全ての行政職員に対するセクシュアル・ハラスメントに関する啓発研修を実施します。	A	総務課 人権推進課
性犯罪防止のための対策の充実	防犯灯の設置および青少年育成町民会議や警察と連携し、夜間のパトロールを強化することを検討します。	A	総務課 生涯学習課

実施時期 A：継続 B：新規

注4）セクシュアル・ハラスメント（Sexual harassment）

主に職場で行われる様々な性的いやがらせのこと。相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいいます。

## 男女が共に自立するための就労環境づくり

### 1 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

町職員の男女に均等な機会と待遇を確保するために、採用時における機会均等を推進し、女性向き、男性向きという職の枠を取り払って職員を育成・配置し、女性の職域を拡大します。また、管理職における女性比率を高めるために、女性管理職育成のための幹部職員研修を行うとともに、女性職員自身の意識啓発を図ります。

事業者に対しては、採用・配置・昇進等において男女に均等な機会を確保するように、啓発を行います。また、セクシュアル・ハラスメントによって就労環境が害されることのないように、適切な防止対策措置をとるよう事業者に対して啓発をするほか、相談できる体制を整えます。

商工自営・農漁業においては家族従業の実態を調査と、その問題点と対策の検討を行い、個人所得を保障するなど、家族経営協定<sup>注5)</sup>等の推進を図り、女性労働者の労働環境整備を推進します。

#### 具体的事業一覧

事業名	事業内容	実施時期	担当課
職員採用における男女平等の推進	採用時に男女の機会均等を推進します。	A	総務課
女性の管理職への登用と研修の推進	女性職員の管理職の登用に向けて、女性自身の意識啓発を図ります。	A	総務課
女性の職域拡大と男女平等な職務分担	女性向き、男性向きという職の枠を取り払い、女性の職域の拡大を図ります。	A	総務課
商工自営・農漁業女性の労働環境整備の推進	家族従業の実態、問題点を検討し、商工自営・農漁業者の労働環境整備を推進します。	B	都市整備課
		A	農業委員会 農政課
事業者への啓発の拡充	採用、昇進、職域拡大等の男女に均等な条件整備について企業への啓発を推進します。	B	都市整備課
職場におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶	セクシュアル・ハラスメントに対して適切な防止対策措置をとるよう事業者に対する啓発や相談体制の拡充を図ります。	B	都市整備課

実施時期 A：継続 B：新規

#### 注5) 家族経営協定

家族経営が中心の我が国の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合っ農産経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるものです。家族経営協定を締結することにより、家族の間に新しい信頼関係が生まれ、経営におけるそれぞれの役割分担や位置付けが明確になります。

## 2 多様な働き方を可能にする就労環境の整備

結婚、出産、介護等の家庭的責任のために離職した女性を対象とした再就労に必要な基礎知識を習得するための講座を開催し、再就労に向けた意識啓発を行います。また、就労、再就労、転職など労働全般に関しての情報を提供する場所と相談窓口を設置します。働く女性、就労を希望する女性の能力向上のために技能講習会を開きます。

さまざまな働き方を推進する一環として、起業を目指す女性に対して必要な知識に関わる講座を開催すると共に、起業に関する情報提供を行います。

### 具体的事業一覧

事業名	事業内容	実施時期	担当課
女性再就労支援講座の開催	結婚、出産、介護等によって一旦離職した女性を再就労ができるよう、意識啓発および基礎知識を学ぶための講座を開講します。	A	人権推進課
就労に関する相談と情報提供の拡充	労働、求人、再就労及び就労にかかる相談窓口に関する情報提供を拡充します。	B	都市整備課 人権推進課
起業に関する相談と情報提供の拡充	起業に関しての相談先等の情報提供とともに、起業の基礎知識等についての講座を開催します。	B	都市整備課 人権推進課

実施時期 A：継続 B：新規

## 3 仕事と家庭の両立支援

仕事と家庭の両立ができるように、事業者に対して労働時間を短縮するなど、労働環境の改善にむけた取り組みに関する啓発や、関連する助成金・報奨金等の制度についての情報提供を行います。また就業者に対しては育児介護休業法など、両立を支援する法律や制度についての情報提供を行い、利用の促進を図ります。

保育所における延長保育、病後児保育、一時保育などの拡充と、学童保育における時間延長や対象学年の拡充など、保育サービスを充実させ、子育てをしながら仕事をする就業者を支援します。また、地域子育て支援センターを、子育てにかんする情報の収集・発信のための拠点および交流の場として位置づけ、子育てサークルやボランティアの自主的な活動の促進を図り、就労者の便宜を図ります。育児に関する不安は、児童虐待に繋がる場合もあり、育児に関するあらゆる不安を解消させるために、相談体制も充実させます。

男性の家事・育児参加を促進するために、料理・育児・介護などに関する教室等を夜間や休日などの参加しやすい日時に開催し、男性の参加を呼びかけます。

## 具体的事業一覧

事業名	事業内容	実施時期	担当課
男女が共に仕事と家庭を両立できる環境整備	労働時間の短縮など、仕事と家庭の両立ができるよう労働環境の改善を事業者や就業者に対して啓発をします。	A	人権推進課 都市整備課 全庁
育児・介護休業制度の導入の推進	仕事と育児、介護の両立支援のための助成金・報奨金の制度を整備するように事業者や就業者に対して啓発を進めます。	A B	総務課 人権推進課 都市整備課
保育サービスの充実	学童保育での時間延長や対象学年の拡充、および保育所における延長保育、病後児保育、一時保育などの拡充を図ります。	A	健康福祉課
地域子育て促進事業の実施	子育て中の保護者の情報収集・発信拠点および交流の場として、地域子育て支援センターを位置づけ、子育てサークル・ボランティアの自主的な活動の促進を図ります。	A	総合保健福祉センター 地域子育て支援センター
子育てに関する相談体制の充実	育児に関するあらゆる不安を解消するため、また、相談しやすいような体制を進めます。	A	総合保健福祉センター 地域子育て支援センター
男性の家事・育児参加の促進	男性のための料理、育児、介護に関する教室等を開催し、男性の参加を呼びかけます。	A	総合保健福祉センター 中央公民館

実施時期 A：継続 B：新規

## あらゆる場面での男女共同参画の推進

### 1 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

政策・方針決定過程への女性の参画は男女共同参画社会の形成を図る上での基盤です。自治体は女性行政の最前線として住民への模範となる立場にあり、まず、女性の管理部門への登用を図り、審議会や行政委員会などへの女性委員の比率を確実に高めていくために目標値を定めるクォータ制度<sup>注6)</sup>を導入して取り組みます。

また、自治活動や公民会活動などにおいて意思決定の場では男性優遇の慣習がなかなか払拭できない状況にあり、これを是正するために行政区長、公民館長、小中学校などあらゆる場面での女性の登用を進めます。

その一方で、これまで学習する機会がなかった女性たちが気後れすることなく、主体的に政策提言できるような学習機会や政治参画に係る情報の収集・提供を行い、意識啓発を図ります。

#### 具体的事業一覧

事業名	事業内容	実施時期	担当課
行政各分野における女性管理・監督者の登用促進	政策決定に関わる管理・監督者に女性職員の登用を積極的に進めます。	A	全庁
審議会等委員への女性参加・参画の推進	クォーター制度の導入などにより、審議会、委員会等の政策・方針決定の場への女性登用を促進します。	A	全庁
地域の役職への女性参画促進	行政区、公民館など地域の役職への女性の登用を働きかけます。	B	人権推進課
女性人材育成講座の開催	行政のしくみや課題、ジェンダー問題などについての学習機会を提供し、地域や行政へ参画する人材の育成およびグループの活性化を図ります。	B	人権推進課 生涯学習課
女性の政治への参画の推進	政治に対する町民の意識の高揚を図るための学習機会の提供や資料の収集・提供を行い、女性の政治への参画を進めます。	B	中央公民館 人権推進課 総務課

実施時期 A：継続 B：新規

注6) クォータ制度 (quota system)

不平等是正のための方策の一つで、「割り当て制度」ともいいい、選挙の候補者や審議会等、政策・方針決定過程を始め、さまざまな分野で女性の参画を促進するため、参画すべき女性(または男性)の数や比率をあらかじめ定め、割り当てようとする事。

## 2 地域における男女共同参画の推進

地域における身近な場面での男女共同参画をすすめるために、現在地域で活動している女性リーダーを対象とした講座の開催や女性グループへの活性化を図るための支援をします。既存の地域団体でより多くの女性がリーダーとなれるよう人材育成のための学習機会を提供します。また、あらゆる人々が男女共同参画にかかわる地域活動に参加できるよう公共施設などのバリアフリー<sup>注7)</sup>化を進めていきます。

## 具体的事業一覧

事業名	事業内容	実施時期	担当課
女性学・ジェンダーに関する講座等の開催	男女共同参画に対する理解を深めるための講座等を開催します。	A	人権推進課
男女共同参画に係る人材の育成	男女共同参画社会づくりを推進するため、講座や研修会を通して地域のリーダーとなる人材や団体を育成します。	B	人権推進課 社会福祉協議会
地域活動に関する情報の収集・提供	男女共同参画の視点にたった地域活動に関する情報の収集と提供を行います。	B	生涯学習課 人権推進課
自主的な活動を行うグループへの支援	男女共同参画の視点にたって自主的な活動を行うグループや個人に対して場所や情報提供などの支援を行います。	B	全庁 (人権推進課)
スポーツなど女性指導者の育成	体育指導員など生涯学習における女性指導者の育成を推進します。	A	生涯学習課
地域女性団体の活動促進	地域を基盤とした女性団体活動の推進を図り、女性の社会参画を促進します。また時代に適合した活動のあり方を研究し、地域活動の活性化を図ります。	A	生涯学習課
公共施設等のバリアフリー化	公共施設内での、子どもと保護者のためのスペース、ベビーベッド、子どもと一緒に利用できるトイレ等を設置し、男女ともに講座等に参加しやすい環境整備を図ります。	A	全庁(総務課)

実施時期 A：継続 B：新規

## 注7) バリアフリー (barrier free)

障害者が建築物を使おうとしたときに邪魔になるさまざまなバリア〔障碍(しょうがい)〕を取り除こうという考え方のこと。バリアとしては、(1)製品から建築物、都市環境にいたる、物のデザインに関わる物理的バリア、(2)政府を含めた社会の障害者へのさまざまな意味での差別に伴う制度的バリア、(3)そうした制度の存続を認めてきた、差別意識に伴う意識のバリア、(4)差別意識の有無に関わらず、情報の提供手段などで結果として生ずる文化・情報のバリアがあるとされています。

### 3 国際的視野にたった男女共同参画の推進

男女共同参画の社会づくりは、世界的な規模で進められており、ドメスティック・バイオレンスなど女性に対する暴力への対策をはじめ国際的な先進事例に学びながら、町民の意識啓発や理解を進めていきます。また、苅田町に在住する外国人女性たちに向けて情報の提供や相談の場の設置を検討します

#### 具体的事業一覧

事業名	事業内容	実施時期	担当課
在住外国人女性への情報提供・相談の充実	在住外国人女性への情報提供に努めるとともに、相談窓口の設置等の支援を行います。	B	総務課 人権推進課
国際交流事業の開催	男女共同参画に関して国際的な視点から講演会、学習会の開催を通じてジェンダー・フリーに関する理解を深めます。	B	企画課 人権推進課
男女共同参画をテーマとした国際シンポジウムの開催	ドメスティック・バイオレンスの被害女性、子どもの権利を守るために男女ともに認識を高める必要があります。住民の啓発を促すためのシンポジウム等を開催します。	A	人権推進課 健康福祉課 企画課

実施時期 A：継続 B：新規

## 推進体制

この計画は、男女共同参画基本法にのっとり、苅田町における男女共同参画のまちづくりに向けて今後の方向性を示すものです。計画策定に関わった男女共同参画審議会は、策定後も施策推進の状況に意見を述べる機関として常設し、これらの行政事業を監査し住民からの苦情を処理するためのオンブズパーソン制度<sup>注8)</sup>を導入します。

各施策の実施にあたってはあらゆる分野の所轄課が横断的に取り組むことになり、町職員全体へ意識向上を図ります。このため、庁内の組織を調整するための「男女共同参画社会推進協議会」を設置するとともに、全部局に関わって政策推進の企画調整や進行管理を担う男女共同参画推進課を設置します。

拠点として男女共同参画推進センターを開設し、女性団体間のネットワークづくりや、総合的な相談事業など実際の男女共同参画に関わる事業を実施します。定期的に町民意識調査を実施し、町民の男女共同参画に関する意識と実態を把握します。男女共同参画社会に向けて行政と住民、議会との連携した取り組みを明確にするために基本条例の制定や男女共同参画都市宣言を行います。

### 具体的事業一覧

事業名	事業内容	実施時期	担当課
町職員への啓発の充実	町職員の男女共同参画に関する研修、講座等を定期的に行い、町職員の意識の向上を図ります。	A	総務課 人権推進課
男女共同参画審議会の設置	男女共同参画の実現をめざし、研究・討議を行い、町長に対し、進捗状況等の答申を行う機関を設置します。	A	人権推進課
オンブズパーソン制度の導入	男女共同参画に関する行政事業の監査や苦情処理等を行うため、専門オンブズパーソン制度を導入します。	B	総務課
男女共同参画社会推進協議会の設置	庁内の組織整備を図るため、庁内に男女共同参画推進協議会を設置します。	B	全庁
男女共同参画推進課の設置	総合的な男女共同参画行政の推進のために、男女共同参画推進課を設置し、複数の専任職員を配置します。	B	全庁
総合相談窓口の設置	あらゆる女性問題解決のため、男女共同参画の視点にたって相談にあたる総合相談窓口を設置します。	B	総務課
女性会議の設置	自主的に活動している女性団体間のネットワークづくりの支援を図ります。	B	人権推進課
男女共同参画推進センターの設置	男女共同参画社会を目指すうえで拠点となるセンターを設置します。	B	人権推進課
町民意識調査の実施	「苅田町男女共同参画社会づくり」に向けて町民意識調査を今後も定期的に行います。	A	人権推進課
男女共同参画社会にむけての町の姿勢の明確化	男女共同参画社会を推進するために、基本条例を制定し、男女共同参画都市宣言を行います。	B	全庁

実施時期 A：継続 B：新規

注8) オンブズパーソン制度

議会や首長などにより任命され、任命者から独立して行政活動を調査し、市民からの行政に対する苦情の解決をはかる専門員制度のこと。

## 第 5 章

### 関連資料

---

- 1 菟田町男女共同参画審議会設置条例
- 2 菟田町男女共同参画審議会委員名簿
- 3 菟田町男女共同参画行動計画策定経過
- 4 菟田町男女共同参画庁内連絡会議設置要綱
- 5 菟田町男女共同参画庁内連絡会議委員名簿
- 6 関連年表
- 7 関連諸法
- 8 用語の解説

## 1 苅田町男女共同参画審議会設置条例

### (目的)

第1条 この条例は、苅田町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設け、苅田町における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、具体的施策を調査審議し、意見を町長に答申するものとする。

### (委員)

第3条 審議会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 町内各種団体
- (4) 一般公募により選考された町民代表

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

2 役職により委員となった者が当該職を辞任したときは、委員の職を辞任した者とし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、審議会の会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第7条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（事務局）

第8条 審議会の事務は、健康福祉課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

## 2 苅田町男女共同参画審議会委員名簿

	氏名	団体（職名）
会長	豊田 謙二	学識経験者（福岡県立大学人間社会学部教授）
副会長	川上 公美子	苅田町議会（厚生文教常任委員会副委員長）
委員	猪本 泰子	行橋人権擁護委員協議会（委員）
	大川 照	苅田町小中学校長会（片島小学校 校長）
	角野 祥子	苅田町社会教育委員（委員）
	濱本 俊二	苅田町商工会議所（議員）
	家永 英俊	企業（七社会）（麻生ヒート（株）苅田工場総務課長代理）
	西田 美恵子	J A福岡みやこ（女性部 部長）
	三木 藤子	一般公募
	金丸 正光	一般公募

## アドバイザー

	倉富 史枝	福岡ジェンダー研究所理事
	武藤 桐子	（財）福岡県女性総合センター“あすばる”元研究員

## 事務局

	苅田町	民生部健康福祉課女性政策係
--	-----	---------------

### 3 苅田町男女共同参画行動計画策定経過

月 日	審 議 会	庁 内 連 絡 会 議
平成14年 5月13日	第1回 ・ 委嘱状交付、会長・副会長選出、 計画策定の趣旨説明	
6月14日	第2回 ・ 委員研修 「男女共同参画基本法」について (講師：倉富史枝氏) 「男女共同参画の社会づくりに 向けての住民意識調査」 結果説明(説明：武藤桐子氏)	
7月16日	第3回 ・ 計画の体系についてのワークショップ	
8月6日		第1回 ・ 委嘱状交付、計画策定の趣旨説明
9月6日	第4回 ・ 基本構想の検討	
9月30日		第2回 ・ 委員研修 (講師：倉富史枝氏) ・ 各課事業ヒアリング結果報告
10月25日	第5回 ・ 基本構想の審議および承認	
11月14日		第3回 ・ 各課事業ヒアリング結果報告 ・ 計画書の基本構想説明
11月22日	第6回 (拡大審議会) ・ 各課施策ヒアリング	
平成15年 1月10日	第7回 ・ 実施計画の審議	
1月31日	第8回 (拡大審議会) ・ 推進体制についての審議 ・ 具体的施策について各課ヒアリング ・ 中間答申(推進体制のみ)	
2月14日	第9回 ・ 全体総括の審議	
2月21日	第10回 ・ 全体総括の審議	
3月10日	第11回 (最終回) ・ 承認 ・ 町長への答申	

## 4 苅田町男女共同参画庁内連絡会議設置要綱

### (設置)

第1条 本町における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定するため、苅田町男女共同参画庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 連絡会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画関連の総合的な施策の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画関連施策の連絡調整に関すること。
- (3) 男女共同参画関連施策に関する調査・研究に関すること。
- (4) 前各号に掲げる事務のほか、男女共同参画関連施策に係る必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 会長は、民生部長の職にある者とし、副会長は、会長が指名する者とする。
- 3 会長は、連絡会議を代表し、連絡会議の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 連絡会議は、会長が召集する。

- 2 連絡会議の議事の進行は、会長が行う。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

### (協力要請)

第5条 連絡会議は、関係各課等に対し、資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

### (庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、民生部健康福祉課において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

苅田町男女共同参画庁内連絡会議委員		
1 民生部長	2 総務課長	3 人権推進課長
4 施設建設課長	5 農政課長	6 商工港湾課長
7 学校教育課長	8 生涯学習課長	9 健康福祉課長
10 総合保健福祉センター所長		

## 5 苅田町男女共同参画庁内連絡会議委員名簿

	氏名	役職
会長	大木 一孝	民生部長
副会長	岡田 利定	総務課長
委員	石田 法文	人権推進課長
	藤澤 信三	施設建設課長
	伊塚 弘	農政課長
	増田 英治	商工港湾課長
	辻本 浩二	学校教育課長
	行事 道雄	生涯学習課長
	井関 寛之	健康福祉課長
	小田原 忠英	総合福祉センター所長

旧委員	星野 峰敏	農政課長（平成14年9月30日まで）
-----	-------	--------------------

## 6 関連年表

西 暦 (元 号)	世 界	日 本	菟 田 町
1945年 (昭和20年)	国際連合設立、国際連合憲章採択		
1946年 (昭和21年)	国連経済社会理事会の下に「婦人の地位委員会」設置		
1948年 (昭和23)	国連「世界人権宣言」採択		
1966年 (昭和41)	国連「国際人権規約」採択		
1967年 (昭和42年)	国連「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
1972年 (昭和47年)	国連、1975年を国際婦人年をすることを宣言		
1974年 (昭和49年)			
1975年 (昭和50年)	6月 国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ)「世界行動計画」を採択)1976年から1985年を「国連婦人の十年」と決定	9月 総理府に「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題企画推進会議」、「婦人問題担当室」を設置	
1976年 (昭和51年)	ILO(国際労働機関)事務局に婦人労働問題担当室を設置		
1977年 (昭和52年)		1月 「国内行動計画」策定 10月 「国内行動計画前期重点目標」発表	
1978年 (昭和53年)			
1979年 (昭和54年)	12月 「女子差別撤廃条約」採択(第34回国連総会)		
1980年 (昭和55年)	7月 「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コパコパ)「女子差別撤廃条約署名式」	7月 女子差別撤廃条約署名	
1981年 (昭和56年)	9月 「女子差別撤廃条約」発効	5月 「国内行動計画後期重点目標」発表	
1982年 (昭和57年)		女子差別撤廃条約批准に向けて国籍法等国内法制整備準備	
1984年 (昭和59年)	ナイロビ世界会議のための「アフリカ」地域準備会議開催(東京)	5月 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律公布(昭60.1.1施行)	
1985年 (昭和60年)	7月 「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議開催(ナイロビ) («西暦」2000年に向けての婦人の地位向上のための「ナイロビ」将来戦略)採択)	5月 「男女雇用機会均等法」公布 6月 「女子差別撤廃条約」批准 7月 同条約発効	
1986年 (昭和61年)		4月 「男女雇用機会均等法」施行	
1987年 (昭和62年)		5月 「新国内行動計画」策定	
1988年 (昭和63年)		4月 「改正労働基準法」施行	
1989年 (平成元年)	国連「児童の権利に関する条約」採択	4月 学習指導要領の改正(高等学校家庭科の男女必修等)	
1990年 (平成2年)	5月 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のための「ナイロビ」将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		

西 曆 (元号)	世 界	日 本	苅 田 町
1991年 (平成3年)		6月 「新国内行動計画」 (第1次改定)策定 「育児休業法」公布	
1992年 (平成4年)		4月 「育児休業法」施行	
1993年 (平成5年)	「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」(第48回国連総会)		
1994年 (平成6年)	6月 第4回世界女性会議のためのエスカップ地域準備会議開催(ジャカルタ) 国連「ジャカルタ宣言」(地域行動計画を含む)採択	6月 総理府政令一部改正により総理府に「男女共同参画室」と「男女共同参画審議会」を設置	
1995年 (平成7年)	9月 第4回世界女性会議開催(北京)	6月 「育児休業法」(介護休業制度の法制化)	
1996年 (平成8年)		7月 「男女共同参画ビジョン」答申 12月 「男女共同参画200年プラン」策定	
1997年 (平成9年)		6月 「男女雇用機会均等法」改正	
1998年 (平成10年)			
1999年 (平成11年)		4月 「改正男女雇用機会均等法」施行、 「育児・介護休業法」全面施行 6月 男女共同参画社会基本法公布施行	4月 健康福祉課福祉計画係に女性問題所掌事務が総務課より移行
2000年 (平成12年)	9月 国連特別総会「女性2000会議」 (ニューヨーク)	5月 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布 12月 「男女共同参画計画」策定	3月 「男女共同参画シンポジウム」開催
2001年 (平成13年)		1月 内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 4月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布 10月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部施行	4月 民生部健康福祉課に「女性政策係」新設、ハソグ・プラザ内に設置 6月 「苅田町女性問題懇話会」設置 8月 「男女共同参画社会に向けての住民意識調査」実施 7～9月 「あすばる出前講座」開催
2002年 (平成14年)		4月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」全面施行	3月 「男女共同参画社会に向けての住民意識調査報告書」策定 「男女共同参画社会に向けての提言」提出 4月 「苅田町男女共同参画審議会」設置 6月 「国際シボリズム・なくそうDV～日米の現状と課題～」開催 8月 「苅田町男女共同参画庁内連絡会議」設置
2003年 (平成15年)			3月 苅田町男女共同参画行動計画策定

## 7 関連諸法

### 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

批准 1985（昭和60）年6月24日

公布 1985（昭和60）年7月1日

発効 1985（昭和60）年7月25日

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

#### 第 1 部

##### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市

民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

## 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

## 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

## 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

## 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

## 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

## 第2部

### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

#### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

### 第3部

#### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

#### 第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
  - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第 4 部

第 15 条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第 16 条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第 5 部

第 17 条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は 18 人の、35 番目の締約国による批准又は加入の後には 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から 1 人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の 3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち 9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの 9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
  - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

#### 第20条

- 1 委員会は、第19条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

### 第6部

#### 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

#### 第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

#### 第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

#### 第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

#### 第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

#### 第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

#### 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

## 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

成　　立	1999（平成11）年6月15日
公布・施行	1999（平成11）年6月23日
改正	1999（平成11）年7月16日法律第102号 1999（平成11）年12月22日 同第160号

## 目次

## 前文

## 第一章 総則（第一条 - 第十二条）

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条 - 第二十条）

## 第三章 男女共同参画会議（第二十一条 - 第二十八条）

## 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

## （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

## （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

## (都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## (施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

## (国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

## (苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

## (調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

## (国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第三章 男女共同参画会議

## (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

## (所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二三日法律第七八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則(平成十一年七月十六日法律第百二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条 - 第五条）

第三章 被害者の保護（第六条 - 第九条）

第四章 保護命令（第十条 - 第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条 - 第二十八条）

第六章 雑則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者（被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。以下この章及び第七条において同じ。）の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号及び第五条において同じ。）の一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

3 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自らい、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第二項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)警察官職務執行法(昭和三十二年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所等の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいすることを禁止すること。

二 命令の効力が生じた日から起算して二週間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること。

(管轄裁判所)

第十一条 前条の規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件(以下「保護命令事件」という。)は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 保護命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの暴力が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 保護命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの暴力を受けた状況
  - 二 更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情
  - 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - 八 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第三号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第三号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長)に通知するものとする。
- 4 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 5 前条第三項の規定は、第三項の場合及び抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、第十条第一号に掲げる事項に係る保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。同号に掲げる事項に係る保護命令が効力を生じた日から起算して三月が経過した

場合において、当該保護命令を受けた者が申し立て、当該裁判所が当該保護命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 第十五条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(保護命令の再度の申立て)

第十八条 保護命令が発せられた場合には、当該保護命令の申立ての理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする再度の申立ては、第十条第一号に掲げる事項に係る保護命令に限り、することができる。

2 再度の申立てをする場合においては、申立書には、当該申立てをする時における第十二条第一項第二号の事情に関する申立人の供述を記載した書面で公証人法第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項及び第十八条第二項の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。この場合において、配偶者からの心身に有害な影響を及ぼす言動が、配偶者からの暴力と同様に許されないものであることについても理解を深めるよう配慮するものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第二項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第二項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの申立てに係る保護命令事件に関する第十二条第一項第三号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。別表第一の一六の項中「非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て」の下に「、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条の規定による申立て」を加え、同表の一七の項ホ中「第二十七条第八項の規定による申立て」の下に「、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項の規定による申立て」を加える。

## 8 用語の解説

### エンパワーメント：Empowerment

何らかの状況や抑圧によって、無力化された状態にある人たちが本来持っていたはずの人間としての尊厳、潜在的な力量・能力、人間としての権利を取り戻す過程、及びそれらを取り戻した状態をさすのが元々の使い方です。北京会議以降、女性が政治・経済・社会・家庭などのあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め、行動できるよう能力をつけ、パワーアップすることも意味するようになりました。

### HDI 人間開発指数：Human Development Index

基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを測るもの。基礎となるのは「長寿を全うできる健康的な生活」、「知識」及び「人並みの生活水準」の3つの側面の達成度の複合指数です。具体的には平均寿命、教育水準、調整済み国民一人あたり国民所得を用いて算出しています。

### WID 開発と女性：Women In Development

開発と女性に関しては、日本政府の「日本のWIDイニシアティブ」という援助計画があります。WIDは、女性の役割・地位を高めるような開発・援助への取り組みですが、女性の主体性や男女格差解消への視点は欠けていました。

1970年代初めから、開発を進めるにあたって当該社会の性別役割（ジェンダー）による不平等を考慮しなければならないことは指摘されており、今日では開発政策や開発援助政策における世界の共通認識となっています。

### 家族経営協定

家族経営が中心の我が国の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合っって農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるものです。

家族経営協定を締結することにより、家族の間に新しい信頼関係が生まれ、経営におけるそれぞれの役割分担や位置付けが明確になります。

### クォータ制：Quota system

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の手法の一つ。不平等是正のための方策の一つで、「割り当て制度」ともいいます。選挙の候補者や審議会等、政策・方針決定過程を始め、さまざまな分野

で女性の参画を促進するため、参画すべき女性（または男性）の数や比率をあらかじめ定め、割り当てしようとするものです。

## シェルター：Shelter

暴力などから逃れてきた女性のための一時避難所のことです。女性に対し、居住場所や食事などを提供し、様々な相談に応じるなど、女性に対する支援を行っています。一般的にシェルターとは、民間団体が運営するものを指すことが多いようです。NPO法人や社会福祉法人などの法人格を持つものもありますが、多くは、民間のグループ等が運営する法人格を持たない団体です。

## ジェンダー：Gender

「生物学的」な男女の違いをセックス（SEX）というのに対して、社会的・文化的につくり上げられた「性差」をジェンダー（GENDER）と言います。「男らしさ」「女らしさ」など人々の意識の中に根付いた後天的な「性差」のことです。女性や男性が期待される役割や責任は、社会によっても、同じ社会でも歴史的に変わり得るもので、固定的なものではありません。

## GEM ジェンダー・エンパワーメント測定：Gender Empowerment Measure

女性が積極的に経済界や政治生活に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。女性がその能力を活用し、人生のあらゆる機会を活用できるかどうかを焦点をあてています。具体的には、女性の所得、専門職・技術職に占める女性の割合、国会議員に占める女性の割合を用いて算出しています。

## 性別役割分担と新性別役割分担

性別役割分担とは（男は仕事、女は家事・育児・介護）と性によって役割を決めることです。このことは単に役割をふりわけただけでなく、社会生活の様々な分野で、男女それぞれの自由な生き方や能力発揮を阻害する大きな要因となってきました。そして、最近の女性の社会進出に伴い、女性の役割は拡大しながらも（男は仕事、女は仕事と家事・育児・介護）と女性は家庭責任を一人担ったまま仕事もするという（新性別役割分担）が新たな問題となっています。

## 男女共同参画社会

女性と男性が社会の対等な構成員として、自らの意志によって、政治、仕事、家庭、地域などのあらゆる分野に共に参画し、よるこびも責任も分かち合う社会のことです。

## 男女共同参画宣言都市

男女共同参画宣言都市とは、地域を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む決意を表明し、男女共同参画推進のための各種施策を重点的に展開している自治体（政令指定都市を除く市町村）のことを指します。

内閣府では、これらの都市が男女共同参画宣言都市となることを奨励することによって、男女共同参画社会の実現に向けて気運を広く醸成することを目的とした「男女共同参画宣言都市奨励事業」や宣言都市の首長が一堂に会し、意見交換等を行う「全国男女共同参画宣言都市サミット」を開催しています。

## 男女共同参画に関する条例

男女共同参画社会基本法の制定を受けて、地方公共団体でも男女共同参画社会の実現に向けて施策の基本となる条例を制定しています。このような条例の名称は、「男女共同参画推進条例」、「男女共同参画基本条例」、「男女平等参画推進条例」等、地方公共団体によって様々です。また、内容についても苦情処理のための機関の設置、県の附属機関の委員構成を男女均衡にするよう努めることを盛り込むなど、地域ごとの特色や工夫がみられます。

## DV ドメスティック・バイオレンス：Domestic Violence

夫や恋人・パートナー等から女性に向けられる暴力のこと。「男性優位・女性従属」の社会構造や慣習から生じる女性に対する深刻な人権侵害であり、犯罪です。親子間や、同居の高齢者と介護家族の間に起こる「家庭内暴力」とは、区別されます。身体的暴力だけでなく、妻の存在を理由なく無視するなど、心理的に苦痛を与えることも含みます。配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための法律が、2001年10月から施行されました。

## ファミリー・サポート・センター事業

平成6（1994）年に仕事と育児（後に介護も加わる）の両立を手助けするため労働省（現・厚生労働省）が呼びかけた事業。保護者などのパートタイム就労や、出産、冠婚葬祭、急な残業や子どもの病気の際など、既存の保育や介護施設では応じきれない変動的、変則的な育児・介護需要に対応するために、地域における育児や介護の相互援助活動を行います。

## M字型の働き方

女性が働き続けるとき、現在の日本では仕事と家事・育児の両立は大変困難なため、子育て中は仕事を中断し、一段落したら再就職する、そのため労働力率のグラフがM字型を示すことをいい、日本の女性の特徴的な働き方です。そのこともあって、女性の平均賃金は男性の約6割しかありません。

## ポジティブ・アクション : Positive action

過去における社会的構造的な差別によって現在不利益を被っている集団（女性や人種的マイノリティー）に対し、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等の実現を目的とした暫定的な特別措置。男女共同参画社会基本法には「積極的改善措置」（第2条、第8条等）として法制化されました。

## リプロダクティブ・ヘルス/ライツ : Reproductive health/rights

「性と生殖に関する健康/権利」のこと。平成6（1994）年カイロで開かれた国連の国際人口・開発会議から注目された考え方です。単に病気がないとか病的な状態がないということではなく、すべての男女が全生涯において肉体的にも精神的にも健康で満足できる性生活を送り、いつ何人の子どもを産むか、産まないかを選ぶ自由と権利をもつということです。この権利は男女双方に認められるべきですが、カップルの間で意見が異なる時は、妊娠や出産を行う当事者である女性の意見が尊重されるべきだと考えられています。



# 「苅田町男女共同参画行動計画」

平成 15 年 3 月

発行 苅田町

〒 800-0392

福岡県京都郡苅田町富久町 1 丁目 19-1

TEL 093 ( 434 ) 1111